

平成22年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成22年12月 1日～ 2日

場 所 第2委員会室

平成22年12月1日（水曜日）

・「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の策定について

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第4号 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第13号 当せん金付証票の発売について
- 請願第43-1号 教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願
- 請願第44号 県に住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・新たな県総合計画の策定状況について
 - ・新たな宮崎県産業科学技術振興指針の策定状況について
 - ・平成23年4月1日付けの市町村への権限移譲について
 - ・宮崎県過疎地域自立促進方針及び宮崎県過疎地域自立促進計画について
 - ・第9次宮崎県交通安全計画の作成について
 - ・新たな宮崎県国際化推進プランの策定状況について
 - ・今後の行財政改革の検討について

出席委員（9人）

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 押 川 修一郎 |
| 副 委 員 長 | 河 野 哲 也 |
| 委 員 | 中 村 幸 一 |
| 委 員 | 横 田 照 夫 |
| 委 員 | 松 村 悟 郎 |
| 委 員 | 井 上 紀代子 |
| 委 員 | 鳥 飼 謙 二 |
| 委 員 | 前屋敷 恵 美 |
| 委 員 | 武 井 俊 輔 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

| | |
|----------------------------------|---------|
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 県 民 政 策 部 次 長 （ 政 策 担 当 ） | 土 持 正 弘 |
| 県 民 政 策 部 次 長 （ 県 民 生 活 担 当 ） | 江 上 仁 訓 |
| 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長 | 永 山 英 也 |
| 部 参 事 兼 秘 書 広 報 課 長 | 亀 田 博 昭 |
| 統 計 調 査 課 長 | 大 野 保 郎 |
| 総 合 交 通 課 長 | 中 田 哲 朗 |
| 中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長 | 山 内 武 則 |
| 生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長 | 大 脇 泰 弘 |
| 文 化 文 教 ・ 国 際 課 長 | 安 井 伸 二 |
| 人 権 同 和 対 策 課 長 | 吉 田 正 彦 |
| 情 報 政 策 課 長 | 金 丸 裕 一 |
| 広 報 企 画 監 | 津 曲 睦 己 |
| 交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監 | 柳 田 勇 |

総務部

総務部長 稲用博美
総務部次長 四本孝
(総務・職員担当)
総務部次長 岡田英治
(財務・市町村担当)
危機管理局長 甲斐睦教
部参事兼総務課長 緒方文彦
人事課長 桑山秀彦
行政経営課長 大坪篤史
財政課長 日隈俊郎
部参事兼税務課長 永田裕志
市町村課長 茂雄二
総務事務センター課長 假屋宗春
危機管理課長 金井嘉郁
消防保安課長 山之内点

事務局職員出席者

総務課主幹 馬場輝夫
議事課主査 大下香

○押川委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の傍聴についてお諮りいたします。

宮崎市の小西氏ほか1名から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、先

着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時0分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

住宅リフォーム関係ということですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

傍聴をされる皆様をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡しいたしました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、今回提案しております議案等につきまして、概要を御説明いたします。

今回お願いしております議案は、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第8

号)」、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議案第9号「公の施設の指定管理者の指定について」の3件でございます。

お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」でございます。

今回お願いしております県民政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の補正額にありますように、1,000億円の増額であります。これは、口蹄疫復興対策に伴う補正であります。補正後の県民政策部の一般会計の予算額は、1,145億8,662万8,000円となります。

具体的な事業につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたします。

次に、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、地方自治法の規定に基づきまして、知事の権限に属する事務を市町村に移譲するための条例改正であります。内容としましては、特定非営利活動促進法に規定する事務について、これまで、5市に権限移譲しているところがございますが、新たに1市1町に対して権限移譲をするものであります。

次に、議案第9号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

県立芸術劇場につきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、今年度(平成22年度)をもって第1期の指定期間が終了いたしますことから、平成23年度以降の指定管理者の指定について議会にお諮りするものであります。また、指定に伴いまして、債務負

担行為の追加が生じますことから、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算」をあわせてお願いしているところであります。

その他の報告事項でございますが、新たな県総合計画の策定状況を初め、合計で6件の報告事項がございます。

詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたします。

私からは以上でございます。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、平成22年度11月補正予算につきまして説明をさせていただきます。

お手元の平成22年度11月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「総合政策課」、3ページでございます。総合政策課の補正額は、1,000億円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、1,040億1,083万2,000円となります。

補正予算の内容につきましては、5ページでございます。(事項)口蹄疫復興対策費、1の㊦口蹄疫復興対策運用型ファンド事業1,000億円あります。事業の詳細につきましては、常任委員会資料で説明させていただきます。常任委員会資料にお戻りいただきまして、3ページでございます。

まず、1の運用型ファンドの設置についてであります。10月8日に決定されました国の口蹄疫復興対策に係る方針の中で、市町村の復興事業への支援、観光振興、商工業者への支援事業等を実施するため、県が法人に無利子で貸し付け、それを原資として事業を行う運用型基金のスキームが示されました。今回、基金の原資となる貸付金の予算措置をお願いするものであります。

2の運用型ファンドの概要についてでありま

す。基金の規模は1,000億円、その運用益としまして年間4億円程度を見込んでおります。原資は、県が地方債を発行することにより調達することとしておりまして、その償還に係る利息に対して、国が3分の2を交付税で措置することとなっております。事業期間は、平成22年度から27年度までであります。対象事業としましては、市町村が実施する事業への支援、観光振興、商工業者への支援、その他復興対策のために必要な事業としております。

なお、具体的な事業につきましては、参考に示しております口蹄疫復興のためのその他の財源との役割分担も含めまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

なお、資料の訂正が1点ございます。参考の四角の中の(1)②国庫補助のところでございますが、既存の「補助企業」となっておりますが「補助事業」の間違いでございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。

補正予算については以上でございます。

続きまして、新たな県総合計画の策定状況についてでございます。

9ページをお開きください。1に記載しておりますように、総合計画審議会の第2回の専門部会を11月10日から12日にかけて開催したところであります。現時点での素案につきまして、別添の資料1の宮崎県総合計画長期ビジョン(素案)に基づいて、少し長くなりますけれども、概要を説明させていただきます。

めくっていただきまして、目次でございます。全体の構成でありますけれども、計画の趣旨等を説明しております「はじめに」にから入りまして、第1章が時代の潮流と将来予測、第2章が基本目標と目指す将来像、第3章が、それを実現するための長期的な戦略、第4章、これは

別冊で資料2になっておりますけれども、分野別施策をお示ししております。

1ページ、「はじめに」の部分でございます。まず、計画策定の趣旨を述べておりますが、本格的な少子高齢・人口減少時代、あるいはグローバル化、地球温暖化対策、さまざまな状況の変化がございます。このような環境の変化と新たな課題に対応していくため、将来の本県のあるべき姿を見据えた、今後の県政運営の指針をつくっていかうという趣旨でございます。

2の計画の役割について、3段落目に「この計画の役割は」と書いておりますが、社会変化の大きな流れを予測しまして、課題は何なのか、そしてどのような施策が必要なのかを示していきたいということでございます。「また」書きの部分に書いておりますけれども、現在、地方分権、地域主権、道州制をめぐる議論がさまざまございますが、まだ全体的な今後の国と地方のあり方、県と市町村のあり方について明確なスキームは示されておられません。したがって、これは、現時点でのそれぞれの役割分担に従った計画ということにいたしております。

2ページでございます。3の計画の構成と期間の部分でございます。これにつきましては、これまでも御説明しているとおり、今回の計画は、長期ビジョンとアクションプランでつくりたいと思っております。長期ビジョンにつきましては、20年間を見据えた上での長期戦略や分野別施策の基本的な方向性を示してまいります。アクションプランにつきましては、長期ビジョンに示す基本目標や将来像を踏まえて、長期戦略等を具体的に推進する観点、あるいは知事マニフェストを反映するという観点から、4年間の重点的に取り組む施策を明らかにするものがございます。「なお」書きの部分でありますけれども、

ども、今回の長期ビジョンはあくまでも長期的な視点でつくってまいりますけれども、アクションプランあるいは各部門の部門別計画におきましては、長期的な視点からだけではなく、厳しい経済・雇用情勢、あるいは口蹄疫からの再生・復興等、直面している緊急的な課題に的確に対応するという観点も含めてやっていくことになります。

4で計画の見直しを書いております。社会経済情勢の変化が目まぐるしいということで、将来的には見直しを見直していく必要が当然生じてくるということで考えております。このため、長期ビジョンについては、4年ごとのアクションプランの策定に合わせて見直しを行い、その必要に応じて改訂するという整理をいたしております。

5ページでございます。第1章、時代の潮流と将来予測でございますが、めくっていただいて、7ページです。ここから時代の潮流を幾つか挙げておりますが、例えば、1の本格的な少子高齢化・人口減少時代の到来という部分では、世界的に見ると人口が爆発すること、労働力人口が増加すること、日本あるいは宮崎においては、逆に人口が減少し、労働力人口が減少することを書いております。このような観点から将来予測等を行っているものでございます。

それらを踏まえた推計が14ページでございます。第2節で将来推計と予測、1で宮崎県の20年後に関する推計という表を掲げております。ケース1というのが、現在のトレンドでそのまま推移した場合ということでございます。人口について97万8,000人、就業人口が42万2,000人、その結果として、総生産が2兆6,000億、1人当たりの県民所得が195万円ということで、減少してまいります。また、高齢化等に伴って、社会

保障について2,500億円程度の負担増になってくるということを掲げております。これに対しまして、ケース2は、一定の条件のもとで施策を講じた場合ということで、ケース2の下に①から⑤まで掲げておりますけれども、例えば、合計特殊出生率を1.85にする、④で医療・介護費用について、1人当たりの費用を最も少ない県レベルに抑制していく、生産性を向上させる、このような条件を一定程度満たせた場合ということでケース2でございますが、人口は100万人を割りますけれども、99万6,000人、就業人口が46万人、総生産が3兆2,000億、1人当たり県民所得は229万円ということで、一定レベルは保てる。社会保障についても、746億円の負担増にとどまるというふうな推計をいたしております。

なお、これは目標とするということではなくて、一定の条件のもとに想定し、これから説明申し上げますけれども、基本目標であります新しい「ゆたかさ」への挑戦をする上でのベースとなるものということで御理解いただければというふうに思っております。

31ページでございます。第2章が基本目標と目指す将来像についてでございます。

33ページに基本目標を掲げております。今回の長期ビジョンにつきましては、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦としたいということで考えております。これにつきましては、現在の社会や経済というのは、人口増加や経済拡大を基調とするこれまでの価値観の上に形成されてきた。今後、大きく社会・経済情勢が変化するというところでございます。このように、社会や経済のシステムが大きく変化し、それに伴い価値観や豊かさに対する意識も変わってくる。人や地域のきずな、安全・安心な暮らし、豊かな自然環境を生かした再生可能エネルギーなど、

これからの時代に対応した新しい「ゆたかさ」を宮崎県として創造し、全国に発信していくという思いから、このような基本目標にしたいということでございます。

34ページから36ページにかけまして、この新しい「ゆたかさ」を、34ページが人、35ページが暮らし、36ページが産業でございますけれども、大ざっぱにはありますけれども、このような社会を目指していきたいということで将来像を記述いたしております。

37ページが第3節、県づくりの基本姿勢ということで書いております。

これは、目標を目指して施策を構築し、施策を推進するに当たっての基本的な姿勢として固めていきたいということでございます。7つほど項目を定めております。例えば、2が県内分権の推進と住民主体の地域経営、3に人材の育成、めくっていただいて、38ページでありますけれども、4が長期的視点に立った社会基盤の整備、さらに6でアジアの中のみやざき・九州の確立、このような視点を持ちながら施策を構築し、それを推進していくことが必要であろうという整理を行っております。

39ページが目標を実現するための長期戦略でございます。

41ページをごらんください。第1節で長期戦略の基本的考え方を整理しております。基本目標に位置づける「新しい『ゆたかさ』」を築き、目指す将来像を実現していくため、長期的に見て特に重視すべき「人口」、「少子高齢化」、「グローバル化」、「資源・環境問題」の4つの視点から課題や可能性をとらえて、それを解決する、あるいは発展させていく道筋を明らかにするための重点的・集中的に取り組む戦略ということで、今回、8つの戦略を掲げているものでござ

います。

内容につきまして簡単に説明させていただきます。45ページでございます。戦略1が脱少子化・若者活躍戦略でございます。真ん中の「戦略のねらい」のところに書いておりますけれども、県内で若者が定着し、活躍あるいは活気のある社会をつくっていくこと、安心して子供を生み、育てることができる環境をつくっていくということでございます。戦略の内容としては、1が雇用の創出、マッチングの推進等によって若者が宮崎に住み続けられる環境をつくっていくこと、さらに、2で子育てを楽しいと感じられる環境を整えていくということを考えております。戦略の目標として、若者（29歳以下）の人口の割合を25%以上にとどめること、さらに合計特殊出生率を1.85にしたいということ掲げております。

46ページが戦略2、将来世代育成戦略でございます。「戦略のねらい」に書いてありますが、宮崎や世界の未来を切り開いていくことのできる将来世代・人材を育成しようということでございます。戦略の内容として、1は、家庭や学校、地域の身近な大人が子供と夢を語る社会を築いていこうということ、2で地域社会の一人として、あるいは市民としての自覚を持った子供たちを育てていこう、さらに、グローバルに対応できる子供を育てていこうということでございます。目標としては、中学校3年生の時点で将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている生徒の割合を100%にしたいということでございます。

47ページが健康長寿社会づくり戦略でございます。「戦略のねらい」に書いてありますが、宮崎県においては、高齢者の概念を70歳以上にまで引き上げられるような高齢者観の転換を図っ

ていこう、いつまでも元気に地域社会で活躍していただくこと、さらに、社会全体の生産力の維持や社会保障費の抑制も図っていききたいということでございます。戦略内容としては、健康づくり、介護予防、さらに働く場の確保等を進めていくことでございます。戦略目標として、65歳の県民が介護等を必要とせずに自立して生活できる平均年数を、今から男性で2年、女性で2年伸ばしていこう、60歳以上70歳未満の高齢者の就業率を60%にしていこうということでございます。

48ページが戦略4、環境・新エネルギー先進地づくり戦略でございます。「戦略のねらい」に書いてありますが、本県の得意分野であります新エネルギー、バイオマス資源の活用等、宮崎の地域資源を最大に活用して低炭素・循環型の社会をつくること、さらに、それを活用した産業づくりを進めるというものでございます。目標としては、新エネルギーの導入量を10倍に、温室効果ガスを90年比で64%削減を掲げております。

戦略5がフードビジネス戦略でございます。「戦略のねらい」の部分ですが、基幹産業である農林水産業の一層の強化、さらに農業資材など農林水産業を支える産業、その資源を生かした食品産業など、農林水産業を核とした総合的なフードビジネスをつくっていこうということでございます。戦略の内容としては、1の企業の農業参入や法人化、2で南九州地域としての取り組み、4で農商工連携あるいは6次産業化等を進めていこうということを書いております。目標としては、就業者1人当たりの農・水産業及び食料品の生産額を20%増にするということでございます。

50ページでございます。戦略6、「地域発」産

業創出戦略というのを掲げております。ねらいでございますが、豊富な森林資源、太陽光、太陽熱などを活用した環境・新エネルギー産業、医療機器分野などの新たな産業展開を図って、競争力の強化を図るという内容でございます。具体的な取り組みとしては、1は環境等のことを書いております。3にそれらの産業を支えていくものとして、交通・物流ネットワークの整備が必要であるということを書いております。目標としては、従業者1人当たりの製造品出荷額を20%ふやすということにしております。

戦略7が海外展開戦略でございます。ねらいは、グローバルな視点から地域のポテンシャルを生かした取り組みを推進していく、世界に開かれた宮崎を目指していくんだということでございます。内容としては、県内企業の輸出あるいは海外進出等を支援するとともに、グローバルに活躍できる人材の育成に取り組むこと、2で東アジアなど海外からの観光客の誘客を進めていくこと、3で東アジアを初めとして、さまざまな交流を進めていくということでございます。目標としては、輸出企業数を60%増ということで掲げております。

最後でございますけれども、戦略8、持続可能な地域づくり戦略というものを掲げております。「戦略のねらい」に書いておりますけれども、県民一人一人が住みなれた地域で安全・安心な暮らしを送ることができる住民参加型の自立・持続する地域社会づくりを目指していこうということでございます。方法として、戦略は、1が現在の8つのブロックにおいて消防・防災・医療等、生活機能の維持を連携によって図っていこう、2、地域ブロック単位での対応が困難な高度医療、高等教育等の都市機能については、宮崎市、都城市、延岡市・日向市の3拠点を中

心とした広域的な連携で相互補完をしていく、3が、コミュニティーを支える人材の育成等を図っていくという内容でございます。目標としては、これからも住み続けたいと思う人の割合を100%にしたいということで掲げております。

それから、資料2の分野別施策について少し説明させていただきます。第4章、分野別施策、めくっていただいて、55ページでございます。

第1節のところに基本的な考え方を整理しております。基本目標は、将来のあるべき姿の実現のため、人づくり、くらしづくり、産業づくりの3つの分野において、それぞれの将来像を示すとともに、県が着実に推進していく幅広い分野の施策を体系化し、施策の基本的方向性を明らかにする。県が取り組む全体的な方向性を示すということでございます。

分野別施策の体系を第2節で掲げておりますが、AからC、人、くらし、産業について、それぞれ4つから5つの将来像を掲げるとともに、施策の柱を掲げております。例えば、Aの人づくりの1、安心して子どもを生み、育てられる社会については、施策の柱として、子育て支援の充実と、子ども・若者の権利擁護と自立支援ということを掲げております。これについては少し書き方を説明させていただきます。

61ページでございます。施策の柱の1が子育て支援の充実でありますけれども、それについて将来予測と課題、目指す将来像を整理した上で、施策の基本的方向性を3に書いております。内容的には、脱少子化への機運の醸成、地域全体での子育て支援による不安や負担の軽減、仕事と家庭の両立支援の推進、親と子どもの健康づくりの推進を進めていくというものでございます。

次の62ページでございます。子ども・若者の

権利擁護と自立支援ということで、施策の基本的な方向性としては、子どもを守るための取り組みの推進、困難を抱える子ども・若者の自立や成長を支援する取り組みの推進、ひとり親家庭の自立支援の推進、各施策の柱ごとにこのようなことで基本的な方向性を整理しております。

55ページにお戻りいただきまして、項目だけ御説明させていただきます。人づくりにつきましては、今、説明しました安心して子どもを生み、育てられる社会に続きまして、未来を担う人材が育つ社会、生涯を通じ活躍し挑戦できる社会、多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会の4つの将来像を実現するための施策を掲げます。くらしづくりにつきましては、生き生きと暮らせる健康・福祉の社会、自然と共生した環境にやさしい社会、安心して生活できる社会、4で安全で暮らしが確保される社会の4つの点についての基本的な施策を書いています。産業づくりにつきましては、多様な連携により新たな産業が展開される社会、魅力ある農林水産業が展開される社会、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会、活発な観光・交流による活力ある社会、経済・交流を支える基盤が整った社会の5つの将来像に向かっての施策の柱及び基本的方向性を書いているものでございます。詳細につきましては、後ほど、ごらんいただければというふうに思っております。

委員会資料にお戻りいただきまして、11ページ、今後の進め方でございます。長期ビジョンの部分について、今月、パブリックコメントを実施いたしまして、2月に総合計画審議会の答申をいただいて、県議会に提案をさせていただきたいと考えております。アクションプランにつきましては、再度、整理を行った上で6月議

会への提案を予定しております。

12ページに第2回の専門部会で出されました主な意見を掲げておりますので、これは後ほど、ごらんいただければというふうに思います。

総合計画については以上でございます。

続きまして、13ページでございます。新たな宮崎県産業科学技術振興指針の策定状況について報告をさせていただきます。

1に記載しておりますとおり、現行の指針が本年度で終期を迎えますことから、新たな産業科学技術振興指針の策定作業を進めております。平成23年度から10年間の産学官連携による産業施策や技術振興の方向性等を明らかにして、産学官が連携して取り組んでいく共有の指針となるよう、作業を行っているところでございます。

3の指針の素案について、別冊の資料3、宮崎県産業科学技術振興指針（素案）をもとにして簡単に説明させていただきます。

9ページの概念図をもとに説明させていただきます。まず、1の策定の趣旨・背景の部分でございますが、これまでの取り組みを整理するとともに、本県の現状と課題を整理しております。その中では、例えば、産業振興における重点分野の明確化が必要である、これまでそれができていなかった、あるいは研究成果の技術移転が進んでいないというふうなことあたりを課題として計画をつくっていくということでございます。

2の基本的な考え方につきまして、基本目標を科学技術の振興と産業の創出による県民生活の向上としております。これから施策を展開・構築していく上での視点として3つ掲げております。時代のニーズにこたえる、地域の強みや特徴を生かす、価値創造への挑戦をしていくということでございます。

このような基本的な考え方に沿って、次の3、目標達成に向けた取り組みを整理しております。施策として大きな柱が3つ、1が県民や産業界のニーズに応える研究開発、これは、従来、どちらかという基礎研究に力が入っていた部分がございます、産業界のニーズにこたえられるような事業化・産業化を進めていこう、そのための研究を進めていこうということに力を置いております。それを踏まえて2でございますが、事業化・産業化に向けた仕組みづくり、3にそれらを支える人づくりということを掲げております。

これが全体的な科学技術振興に対する施策ということになりますが、次に、研究開発の重点化ということで、まず、事業化・産業化が考えられる研究分野、6個挙げておりますけれども、その中で今回、優先的・重点的に取り組んでいこうという分野を3つ掲げたいと思っております。(1)が農業・食品関連分野、(2)が医療、健康・福祉関連分野、(3)で環境・新エネルギー分野でございます。これにつきましては、少し内容をごらんいただきたいと思います。

42ページでございます。(1)で農業・食品関連分野というふう書いておりますけれども、めくっていただいて、43ページで取り組みの例示、これはまだ例示にとどまっておりますけれども、例えば、農林水産業の高度化では、ICT活用による効率的な生産・販売管理体制、園芸施設、畜舎等の改良・開発に関する研究、畜産の生産効率の向上。安全・安心という意味では、低農薬化の推進。さらに、農林水産物や加工品の高付加価値化のところでは、機能性に関する研究、生産・加工・流通までを踏まえた農商工連携の体制構築。

(2)の医療、健康・福祉関連分野、取り組

みの例示でございますが、疾病予防等の観点では、例えば、SPG関連技術の医療分野への応用、血液や血管に関する医療を中心とした医療機器開発、高齢者等のQOL向上を図る福祉機器の開発。

次のページ、(3)環境・新エネルギー分野につきまして、取り組みの例として、例えば、新エネルギーでいいますと、地域型スマートグリッド等の取り組み、森林資源でいいますと、木材、特に杉の多岐にわたる利活用、廃棄物等のエネルギー活用、脱石油型農業の確立という意味では、太陽光、太陽熱、地熱の活用等々が考えられるのではないかとこのことを掲げております。

9ページにお戻りいただきたいと思っております。4の産学官の連携強化でございます。この部分については、産学官のそれぞれの役割を整理した上で、2の情報や方向性の共有化ということでございます。これは、事業化・産業化に向けた仕組みづくりを進めていく上で、共通の基盤が必要であろうということでございます。このあたりについて重点的に取り組んでいきたいということにしております。

常任委員会資料にお戻りいただきまして、13ページでございます。4で今後のスケジュールを掲げておりますが、12月にパブリックコメントを行いまして、1月に再度委員会を開いた上で、2月の県議会に提案させていただきたいというふうに考えております。

次に、委員会資料の15ページをお開きください。平成23年4月1日付の市町村への権限移譲についてであります。

この件につきましては、資料の表題の下に記載の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」案を今議会に提案しております。当該議案につきましては、移譲

事務を所管する各常任委員会に分割付託されているところでございます。県民政策部関係は、後ほど、生活・協働・男女参画課から説明いたします。私からは議案全体の概要等について説明いたします。

まず、権限移譲の制度についてであります。1の県から市町村への権限移譲につきましては、住民の利便性の向上や市町村の自主性、自立性の向上を図る観点から、地方自治法の事務処理特例制度の活用によって、都道府県知事の権限に属する事務について、その処理を市町村が行うものであります。

本県におきましても、平成12年度からこの制度を活用し、市町村への権限移譲を推進しているところであり、来年度から移譲を行うこととなった事務が、2の平成23年4月1日付移譲分であります。平成23年度から10市町を対象に、8法令62事務を移譲することとしております。このうち、これまで本県で移譲実績のなかった新規移譲事務は、3法令4事務でございます。個別の移譲事務の概要は16ページに記載しております。後ほど、ごらんいただければと思っております。

17ページに参考1として平成17年4月からの移譲事務の推移を掲載しております。一番右にありますように、23年4月時点での移譲事務数は、84法令1,091事務となる予定であります。今回の移譲事務の伸びが例年と比べて多少低調であるところではありますが、その理由としては、まず、市町村において職員定数の削減等で状況がかなり厳しくなっているということ、あるいは地域主権改革の進展に伴って、今後数年のうちに個別法令の改正等によりまして、必然的に県から市町村へ移る事務権限の増加が見込まれていること等によるものというふうに考え

ております。県といたしましては、今後とも、市町村と十分に円滑な権限移譲など、地域主権改革全般の対応方針等について意見交換を行って、市町村と共同で県内における分権型社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

総合政策課は以上でございます。

○山内中山間・地域政策課長 同じく、常任委員会資料の19ページをお願いいたします。宮崎県過疎地域自立促進方針及び宮崎県過疎地域自立促進計画についてであります。

策定することについては、6月の常任委員会御説明したところですが、1の方針・県計画策定の趣旨にありますように、過疎地域自立促進特別措置法が一部改正されまして、ことし4月に施行されたことを受け、引き続き県内の過疎地域における総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するために、方針を8月末に、県計画を11月に策定したところであります。方針は本県の過疎地域対策の大綱ともいえるもので、過疎市町村が計画を策定する上での指針となるものであります。県計画につきましては、方針に基づいて、各部局が過疎市町村で実施する事業を計画として取りまとめたものであります。なお、市町村が事業主体となる事業につきましては、市町村計画に記載されることになっております。

なお、策定に当たりましては、今回の法改正で新たなソフト事業について過疎債を充てることが認められたことを踏まえまして、ソフト対策の充実に配慮した記述内容としております。

次に、2にありますように、対象地域は16市町村、1枚めくっていただいて、21ページを見ていただきたいんですが、ここの地図に示している県内過疎指定の16市町村、一部区域が過疎地域とみなされる市町村も含んでおります。も

とにお戻りいただきまして、方針の対象期間としては、平成22年度から27年度までの6年間あります。

3の方針・県計画の概要であります。法で定められた基本的な事項、産業の振興などの9つの項目について、それぞれの方針と県計画の具体的な取り組み例を記載しております。例えば、(2)の産業の振興では、産業の振興のための生産基盤整備や担い手の育成・確保を図るとともに、地域の持つ資源を生かした産業おこしを推進するという方針に基づきまして、中山間地域総合整備事業や中山間新産業・雇用創出緊急対策事業などに取り組むこととしております。

次の20ページ、例示的な御説明で申しわけありませんが、(9)集落の整備では、住民の主体的な活動を促進し、地域リーダーを養成するとともに、外部からの人材支援制度の活用を一層推進し、集落環境の整備を図るとして、いきいき集落応援事業などを応援しているところであります。県計画の実施事業につきましては、毎年度、適宜見直しを行うこととしております。

次に、21ページ、市町村計画につきましては、既に策定済みの市町村を含め、12月末までに15市町村が策定予定であります。

22ページには、過疎地域自立促進方針に定める施策の体系図を示しております。

また、別冊として資料4として自立促進方針を、資料5として県計画を添付しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

説明は以上であります。

○大脇生活・協働・男女参画課長 常任委員会資料の5ページをお開きください。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

まず、1の改正理由につきましては、今回、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法に基づきまして、知事の権限に属する事務の一部につきまして、えびの市及び高鍋町から権限移譲の希望がありましたので、宮崎県における事務処理の特例に関する条例に関係規定の追加を行うものであります。

2の移譲する事務の内容は、下に記載のとおり、NPO法人の設立認証、公告、縦覧等の法人設立に関する7事務、定款や役員変更、事業報告等の法人の管理に関する8事務、法人の解散及び合併に関する6事務、報告の徴収、改善命令等の法人の監督に関する9事務、合計30の事務につきまして権限移譲することとしております。

3の今回事務を移譲する市町村につきましては、えびの市と高鍋町でございます。NPO法人に関する事務につきましては、平成19年4月に宮崎市と都城市、平成20年4月には延岡市と日南市、平成21年4月には小林市に権限移譲をしております。今回のえびの市と高鍋町を加えますと7市町に権限移譲を行うということになります。

4の施行期日につきましては、平成23年4月1日を予定しております。

条例の新旧対照につきましては、議案書の33ページから36ページに記載しております。以上でございます。

○柳田交通・地域安全対策監 同じく、委員会資料の23ページをお開きください。第9次宮崎県交通安全計画の作成について御説明いたします。

まず、作成の理由についてでございますが、都道府県交通安全計画は、交通安全対策基本法により作成が義務づけられておりました。平成18

年度からスタートしました現在の8次計画が平成22年度で終了いたしますことから、今回、第9次計画を作成するものであります。

次に、第9次計画の概要についてであります。計画期間は平成23年度から27年度までの5年間であり、本県における交通安全に関する総合的な施策の大綱を定めるとともに、5年後、つまり平成27年の交通事故による交通死者数などの目標を設定し、交通事故のない、安全で安心な宮崎県を目指すものでございます。

次に、作成スケジュールについてであります。関係機関と協議を行うとともに、県警と協力いたしまして、数値目標を検討した上で、来年の1月には計画案を作成したいと考えております。その後、パブリックコメントでの意見や、3月に決定される国の基本計画を踏まえまして、最終的には5月開催予定の宮崎県交通安全対策会議において決定したいと考えております。なお、決定した内容につきましては、6月の当常任委員会で御報告したいと考えております。以上でございます。

○安井文化文教・国際課長 文化文教・国際課のほうから、まず、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算」と第9号「公の施設の指定管理者の指定」について御説明いたします。中身は、県立芸術劇場の指定管理者の指定と、それに伴います債務負担行為の追加であります。

資料は常任委員会資料のほうで御説明させていただきます。7ページをお開きください。県立芸術劇場につきましては、平成22年度で第1期の指定期間が終了いたします。平成23年度以降の指定管理者の選定をするための手続を行ってまいりましたけれども、このたび、候補者の選定をいたしましたので、その指定について議決をお願いするものでございます。

まず、1の指定管理者候補者でございますが、候補者は、財団法人宮崎県立芸術劇場であります。

2の指定期間ですが、平成23年4月1日から5年間でございます。

3の指定管理者候補者の選定ですが、(1)の公募の状況につきましては、募集期間は、平成22年6月25日から9月10日まで約2カ月半で、現地説明会には8つの団体の参加がありました。最終的には財団法人宮崎県立芸術劇場のみの応募となったところであります。

(2)の指定管理者候補者の選定ですけれども、1次審査におきましては、資格要件についての書類審査、2次審査では指定管理者候補者選定委員会において応募者のプレゼンテーション、ヒアリングを実施しまして、申請内容の審査を行ったところであります。なお、選定委員会の委員につきましては、②の表にあります5名となっております。8ページをお開きください。審査に当たりましては、③の選定基準等に基づきまして、各委員が採点を行いました。

その結果ですけれども、(3)にありますように、各委員がそれぞれ100点を持ち点として採点を行いまして、応募者の得点は500点満点で403点ございました。②の選定理由ですけれども、選定委員会での審査の結果、最低基準ということで設定しています300点を上回ったということはもちろんでございますが、国際音楽祭などの事業の趣旨をよく理解して、その能力も備えているということ、また、管理運営全般を確実に実施できる体制が整っている、さらには、利用者へのサービス向上に向けた具体的な提案がなされていたというようなことでございます。

4の指定管理料ですけれども、応募者からの提案のありました年額4億7,100万円、5年間

で23億5,500万円であります。

なお、今回の指定に伴いまして、債務負担行為の追加が必要となりますので、あわせてお願いをしているところでございます。

次に、25ページをお開きください。新たな宮崎県国際化推進プランの策定状況について御報告いたします。

また長くなりますが、10分ちょっとぐらいお時間をいただきたいと思っております。まず、1にありますように、このプランにつきましては、平成17年4月策定の現在のプランを見直しまして、県総合計画の部門別計画として策定するものであります。

プランの策定状況につきましては、2の(1)にありますように、有識者等で構成します宮崎県国際化推進懇話会を2回開催いたしまして、本県の国際化の現状や基本的方向性などについて御意見を伺っております。また、(2)にありますように、県民、外国人住民、民間団体、市町村を対象に実施いたしましたアンケートの結果も踏まえながら、策定を進めているところであります。

3の今後のスケジュールですけれども、今日9日に3回目の懇話会を開催いたしまして、その後、パブリックコメントを行います。その後、2月定例県議会に議案として提出をさせていただきたいと考えております。

次の26ページをお開きください。現在策定中のプランの概要ですが、体系表で示しております。

基本的な考え方について御説明いたします。国際化推進の必要性、①と②という欄があるところでございます。ここが、なぜ国際化を進める必要があるのかというそもそもの考え方を整理したところでございます。まず、①ですけれ

ども、国際化が進展すれば、当然生じてくるさまざまな問題に県全体で的確に対応していかなければならないということがございます。例えば、外国人住民が増加してくれば、日本語の習得ですとか、情報提供の問題など、さまざまな問題が出てくるというふうに考えております。また、2つ目に、逆に、国際化の進展を積極的に生かしていけば、県全体の活力の維持、県民の豊かさの向上等につなげていくことができるという考え方がありますので、例えば本県の経済発展ですとか、地域社会の活性化に国際化を役立てるといようなことを考えていきたいというふうに思っています。そういった両面から国際化を進めていく必要があるというふうに考えております。

それから、その下の欄に国際化の現状、国際化の将来予測と課題、その下にプランの基本的な方向性というのがございますけれども、次のページ以降で御説明したいと思えます。

27ページをごらんいただきたいと思えます。本県における国際化の現状と予測ですけれども、まず、(1)の①、外国人登録者数の推移であります。上が全国で、下が宮崎県というふうになっております。まず上のほうの全国ですけれども、外国人登録者数は、2009年が218万6,000人になっております。この20年間で2倍になっております。国におきましても、外国人の積極的な受け入れをさらに展開していこうという動きがございますので、今後も増加していくものと見込まれております。

申しわけありません。ここで誤字がありましたので、訂正させていただきたいと思えますけれども、真ん中に四角で囲ってあるところに「アジア地域の活力を取り組んでいく」となっておりますけれども、これは「取り込んでいく」の

間違いでございます。訂正をお願いしたいと思います。

次に、下のほうの宮崎県の状況であります。外国人登録者数は、同じく2009年で4,108名となっております。やはり、国と同様、この20年間で約2倍となっております。外国人登録者数が県の人口に占める割合は、折れ線グラフの一番右にありますように、0.36ということで、全国に比べますと低い状況ではございますが、先ほど申し上げました、国の動きも受けながら、本県でも、今後、外国人登録者数は増加していくのではないかとこのように考えております。

次の28ページの②、国籍別割合でございます。左が全国、右が本県となっております。本県につきましては、全国に比べますと、ブラジル、ペルーなどの南米の割合が低くなっておりまして、逆に中国、インドネシアの割合が高くなっております。

その下の③の在留資格別割合を見ていただきますと、本県は全国に比べまして、特定活動、研修の割合が高くなっております。このほとんどは企業などが途上国から技能実習生として受け入れた、先ほど、中国人、インドネシア人が多いと申し上げましたけれども、そういった中国人、インドネシア人の方たちがほとんどでございます。

次に、(2)の海外渡航者数の推移であります。宮崎県から外に出ていく人と全国の状況でありますけれども、上の折れ線グラフが全国の状況、下の太い折れ線グラフのほうが本県となっております。これも、20年前と比べますと増加しております。ただ、近年は減少傾向となっております。

次に、29ページをごらんいただきたいと思えます。(3)外国人旅行者数の推移であります。

上が全国、下が宮崎県ですけれども、上の全国の状況ですが、旅行者等を含めます外国人の新規の入国者数の推移を掲げております。新しく初めて日本に来た数でございます。これまでずっと増加傾向にありましたけれども、2009年は612万となっております、前年に比べますと20%ちょっとの減少となっております。要因としましては、世界的な景気後退、円高などが考えられているところであります。下は県内の外国人の宿泊客数の推移であります。これも2000年ごろまでは、九州のテーマパークなどのブームがありまして多くの宿泊客がございましたが、その後減少傾向となりまして、近年、また韓国、台湾との国際定期便の就航等によりまして増加傾向にございます。なお、今後、中国人の訪日ビザの発給要件の緩和とかございますので、国の観光立国に向けた取り組みもありますので、本県におきましても増加傾向で推移していくのではないかとこのように考えております。

次のページをお開きください。(4) 県内企業の輸出入額の推移でございます。2つの折れ線グラフがありますが、まず、上のほうの輸出額を見ますと、2008年は1,376億円で、前年と比べまして減少はしておりますけれども、変動しながらもほぼ増加傾向で推移しているのではないかとこのように思います。輸出先としては、アジア地域が多くなっております。下の折れ線グラフは輸入額ですが、2008年が1,106億円で、輸出と同様、増加傾向で推移しております。地域別の輸入先としては、やはりアジアが最も多くなっております。

ただいま申し上げましたような現状等を踏まえまして、今後の課題ということで6のところに簡単に書いておりますけれども、まず1つ目には、今後、増加が見込まれる外国人住民への

対応の問題があるというふうに考えております。2つ目には、成長著しいアジア地域の活力をどうやって取り込んでいくかということが課題だと思います。3つ目には、国際化を進める上では人が基盤となりますので、国際感覚豊かな人材の育成をどのように図っていくかということではないかとこのように考えております。

右側の31ページをごらんください。今後の国際化施策の基本的方向性でございます。①から④にあります柱を四角で囲んでおりますけれども、これを柱としまして、他の部局等と連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

少しだけ中身を説明いたしますと、まず、①の国際感覚豊かな人づくりの推進ですけれども、3つの黒丸で示しておりますが、1つには、啓発等による県民の国際理解の促進、2つ目には、学校教育における国際化に対応した外国語などの教育の推進、3つ目には、ボランティア等による県民主体の活動に対する支援と連携などに取り組んでいきたいというふうに考えております。

②の多文化共生社会づくりの推進であります。多文化共生と申しますのは、国籍等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合って、地域社会の構成員としてともに生きていくという考え方です。そういった社会をつくっていくためには、まず、外国人住民支援としまして、日本語学習の支援などを行っていくこと、次に、多文化共生の地域づくりということで、住民の意識啓発、外国人住民との交流の促進等を図る、もう一つは、関係団体による推進体制の整備を図っていくことが必要というふうに考えております。

③の多様で身近な国際交流・国際協力の促進

でございますが、まず、国際交流の促進ということでは、特に、東アジア地域との交流や文化・スポーツ、その他多様な交流を促進していく必要があるというふうに考えております。また、国際協力ですけれども、留学生の受け入れ、国際ボランティアの参加促進等に取り組んでまいりたいと考えております。

④の東アジアとの経済・観光交流の拡大であります。まず、東アジアへの海外展開の推進としまして、県産品の販路拡大や農林水産物の輸出の促進、2つ目の東アジアからの観光客誘致の推進では、誘致宣伝活動や「スポーツランドみやざき」の展開、最後に、世界につながる交流基盤の整備・充実につきましては、宮崎～ソウル・台北線の維持・充実やC I Qの充実、家畜防疫体制の強化等に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

最後に、次の32ページと33ページに懇話会での主な意見と県民等へのアンケートの結果を示しておりますけれども、ここは参考にしていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案第1号、7号、9号関係について質疑のある方はお願いいたします。

○武井委員 まず、3ページの口蹄疫復興対策運用型ファンド事業の件なんです。年間に4億円の運用益ということなんです。これは一般質問でも少し出ていたんですけれども、利息の分が交付税で3分の2は措置される、逆に言えば3分の1払わなきゃいけないとか、法人を設置しなきゃいけない、法人の運営費とかもあると思うんですが、そのあたりを引いて正味として実際にどれぐらいこの基金で使用できるお金というのがあるのか、お聞かせいただきたい

と思います。

○永山総合政策課長 交付税で負担するのは県が起債する分の利息分ということです。運用益は1,000億円の0.4%程度想定しておりますが、5年間で約20億生まれると思っております。今、御質問のありました管理運営に要するものをこの運用益の中で出すのではなくて、別途措置していく必要があるだろうと思っておりますので、最終的にまだそのコンクリートはできておりませんが、1,000億の運用益については、基本的にはこの目的に従って支援措置に使っていくということで考えております。

○武井委員 そういうことだろうと思うんですが、財布は違ったとしても、結果としては、このファンドを運用するに当たっての利息であるとか、運営費であるとか、貸し方借り方みたいなものですが、実際はどれぐらいこれを運用するのにかかるコストというのが考えられるのかということなんです。

○永山総合政策課長 役員等をつくっていくこととなりますけれども、それほど報酬等がかかるとは思っておりませんが、職員をどのように財団に配置するのかというのがポイントだと思っております。いま少しほかの県の例等も見ながら、どのような配置にするのか、その費用をどのように捻出するのかということを考えていきたいと思っております。今のところ、それほど大きな費用にはならないのではないかなと思っております。阪神淡路、新潟中越等については相当大きなファンドでございましたので、職員も相当数いて、その管理運営費がかなりかかっているというふうな実態がございましたけれども、本県の場合には、運用益も20億円程度ということでございまして、基本的な方向性を示すことでそれほど大きな事務がかからないよ

うにして、管理運営費を抑えるという方針でいきたいと思っています。

○武井委員 前回、既存のものでは難しいという話もあったんですが、逆に言うと、このファンドを運用するには、法人設置に係る条例の制定とかをして、この法人というのができないと事実上の運用というのは始まらないんじゃないかと思うんですが、そのあたりをお聞かせください。

○永山総合政策課長 法人の設置、財団法人になるとは思いますけれども、これについて条例の設置等は特にございませんで、一般の財団法人として設置するということになると思っています。おっしゃるとおり、法人の設置にはそれなりの手続が必要になりますので、今、どのような形態になるのかというのは詰めの作業を行っておりますが、実際の設立は今年度中を目途にということで進めていくことになるだろうというふうに思っています。

○武井委員 確認ですけれども、今年度中に財団を設立し、その設立された財団に対して1,000億というのを充当して、実際に回り始めるというのは次年度からというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○永山総合政策課長 おっしゃるとおりで、1,000億の貸し付けは今年度中に行いたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、運用益、利息が発生するのは来年度ということになりますので、具体的な事業は来年度からということになるだろうと思っています。

○武井委員 わかりました。

最後に1点だけ、指定管理の件なんですけれども、県劇の件はさんざん質問してきましたので、繰り返しは避けて1つだけ聞きたいんですが、懇談会を設置したり、いろんなことで改善

をしてきたといったような経緯があったかと思うんですけれども、実質的には今やっているところがまた指定されるわけなんですけれども、実際に考える会ですか、ああいったようなものの意見とか、県民の皆さんの声とか、そういったようなものがどの程度反映されて、どの程度具体的に改善された点というのがあるのか、具体的な点を教えてください。

○安井文化文教・国際課長 音楽祭を考える懇談会、昨年度やらせていただきまして、その結果を第2期に反映させるということで考えておりますけれども、具体的には、懇談会の中では県民参加というのが非常に大きな総意だったと思うんですが、それを取り込むという形で第2期に向けて、提案もそういう内容になっておりました。例えば、今回の提案の中身では、地元の演奏家を使う、そういったものを取り入れるとか、あるいは初心者向けの、だれでもわかっているような名曲を取り入れたコンサートをするとか、そういった中身の改善等を含めた提案になっております。それから運営面ですけれども、1期においても、例えば利用料の減額とか、かなり踏み込んだ改善をしておりましたので、その1期分を引き続き継続するのと、新たに、ホールの利用料金の納付期限の延長を利用者に便宜を図るとか、今は申請日から30日以内に全額を納めなきゃいけないとなっておりますものを、申請した後に許可をしますもので、その許可した後の3カ月以内に30%というような利用者の負担軽減を図るとか、そういった県民向けのいろんな改善が1期から2期に向けて提案されているというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井上委員 今、質問のありましたファンドの

ことなんですけれども、ニーズというか、それは非常に高いものがあるんでしょうか。事業の内容について丸印が4つあるんですけれども、これは非常にニーズの高いものなんですか。それと効果というか、それはどのように予想されているのか。

○永山総合政策課長 ニーズが高いかどうかということでは、この対策を発表した段階から市町村等から相当な話が来ております。特に児湯地域においては、今回の事件を契機として、連携を強めながら地域振興を図っていくということで、コアとなる事業をやりたいという話がかかなりありまして、それらについて支援ができないか等の話もいただいております。あるいは観光振興、商工業者の支援につきましても、なかなかお客さんが戻ってこない、あるいは需要が伸びないというふうな話がございます。既存の30億円の基金等の事業、あるいは中小企業応援ファンド等でなかなか賄えない部分等も想定されるというふうに思っていますので、そのあたりは全体をよく見きわめながら使っていきたいと思っておりますけれども、ニーズとしては相当程度あるのではないかなというふうに思います。

○井上委員 市町村がコアとする事業で想定できるものというのはどういう事業内容なんですか。

○永山総合政策課長 例えば、具体的に相談があっているものでいうと、川南町のパーキングエリアで施設整備をやって道の駅的なものを整備していきましょとか、こういう考え方は都農町あるいは新富町でもございます。これがこの復興事業にうまくはまるかどうかというのは、これから考えないといけないことではありますけれども、一つの提案として今、そういうもの

をお聞きしているところでございます。

○井上委員 事業内容が口蹄疫復興対策運用型と限定されているので、それをどのような形でそこに合致するようにするかというのは非常に難しいと思うんですね。ところが、市町村とか、観光業者だとか商工業の方からすると、大枠でいけば将来的に復興に対して物すごく役に立つという事業とかあると思うんですね。入り口を非常に狭めてしまうと難しい点も多々あるのではないかという思いがするわけです。その辺の兼ね合いというか、そこについては整理がされているというふうに理解していいんでしょうか。

○永山総合政策課長 運用型ファンドのよさというのは、自由に使えるということです。国が起債に対して補てんするという方式をとった理由として、補助金適化法等の適用がないということで、県あるいは財団の判断で自由に使える、あるいは状況の変化に応じて対応できるというのがよさだというふうに思っております。そういう意味では、さまざまなニーズに柔軟に対応するということができるのではないかなというふうに思います。入り口をそれほど狭めるつもりはありません。ただ、1,000億の起債ということで、相当なことではございますので、まだ具体的に詰めができていないわけではございませんけれども、県民の皆様から見てもなるほどというふうな事業、やっぱりそういうものをつくっていかねばならないんだろうなというふうに思っております。

○井上委員 はっきり申し上げて、大枠でぶあつとした形でのいうのではなく、目的性とあれとがきちんと合致するように、そこがしっかり効果が出るように。私は政策的効果というのは出るのではないかと期待をしていますので、そのあたりはよろしく願いしておきたいと思いま

す。要望にしておきたいと思います。

次に、事務移譲の関係なんですけれども、市町村に事務移譲されていくということは、私は進めていかなければならないことだと思いますが、遅々として進まずじゃないけれども、余り市町村にとってみれば、ありがたくないのか何かわかりませんが、受け入れが非常にペースが遅いような印象なんですけれども、今回、えびの市と高鍋町なんですけど、ほかの市の皆さん方からはどういう反応だったんですか。ここに挙がっていない市です。端的に言うと串間市、西都市、日向市というところあたりは、市としては移譲の受け入れを余り希望していなかったということですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 全市町村にこういった事務につきまして移譲を受けませんかということで照会しておりまして、その中からえびの市と高鍋町が手を挙げていただいたということで、ほかの手を挙げなかった市町村につきましては、意向の確認はしておりません。

○井上委員 余り意向の確認とかはしなくていいという感覚ですか。

○永山総合政策課長 市町村の権限移譲、全体については総合政策課のほうで推進しています。これについては、基本方針を定めていまして、パッケージで全部で2,000項目以上の権限移譲項目を市町村に示しています。それについて総合政策課のほうで市町村担当者の会議等を開いて、こういうところが受けているので、あなたのところもやりませんかという働きかけは相当程度やった上で、今回手を挙げてきたのが、NPOについていえばこうだったというふうなことになります。県としては、あくまでも、できるだけ移譲していきたいというふうなスタンスで臨んでおります。

○井上委員 その市町村との違い、受けようとする側に何か問題点があるのかどうかということも、丁寧にと言ったら変なんですけど、そこまでしないといけないのかという思いもあるかもわかりませんが、丁寧に意見とかは聴取していただけるといいのかなと。できるだけ市町村に権限移譲ができるように、その力を持ってほしいというふうには私は思います。

○永山総合政策課長 昨年度まとめました地方分権に関する研究会、道州制に関する研究会の中でも、目標として、県内における分権型社会の構築ということを大きく掲げました。これは、まさに、権限を移譲していく、身近な行政事務については市町村でやっていきたいと思います。それについて県としても、例えば人的支援等についても惜しまないというふうなことを基本的なスタンスとして持っておりまして、それについての説明会等も今年度、実施したところでございます。ただ、現実問題として、財政的な問題であるとか、人的な問題とかでなかなか進まないということと、現在挙げているメニューが経由事務がかなり多くて、実質上、住民にとってそれほど大きなメリットが生まれてこないというふうなこともあります。もう少し具体的に市町村あるいは住民の方にとっても、はっきりとメリットがわかるようなもの、このあたりをつくっていかなければならないんだろうなというふうに思っておりまして、指摘がありましたとおり、押しつけることは絶対しませんけれども、市町村とはしっかり話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

○井上委員 基礎自治体の力をつけるという点でいえば、メリットが云々といえども、確かにそれはあると思うんですけれども、そこに移譲できるような力を十分持っていていただくように、努

力は県側もするべきではないのかなというふう
に思いますので、御努力をお願いしたいと思います。

最後ですが、公の施設の指定管理者の指定についてで県立芸術劇場の件なんですけれども、この指定管理料というのは、前回は幾らで、今回の金額とはそう大差のないものなんですか。それも一回確認しておきたいと思います。

○安井文化文教・国際課長 県のほうで基準額を算定いたしました。それと実際に協定をした額と2通りあるんですけれども、協定のほうは、第1期の指定管理料は4億8,789万3,000円でございます。第2期の今回、劇場から提案があったのが4億7,100万で、1,689万3,000円の減となっております。ただ、1,600万となっておりますけれども、1期では、自主文化事業、県民文化振興事業というのは含めて指定管理料に入っていませんでしたので、今回、その分を含めましたので、それを除きますと、純粹に1期と同じだけで比較しますと、6,900万の減となります。

○井上委員 芸術劇場を宮崎県が持っているということで、ずっとこれを維持していかないといけないということは事実ですけれども、それだけの費用がかかる、県がしているときよりもずっと安くなっているというふうにお聞きはしておりますが、これが効果が出るような形というのを、自主事業の中も含めて、どうやっていただけるかということについては求めざるを得ないというふうに私は思います。国際音楽祭だけではない、努力されている部分について、もっと県のほうからの県民に対する発信というか、多くの皆さんがここに来ていただけるというような発信というものもぜひお手伝いいただきたいと言ったら言い方は変なんですけれども、それはやるべきではないのかなというふうに思っ

ているんですけれども、その取り組みについて。

○安井文化文教・国際課長 劇場の8割は貸し館事業ということになっております。2割が劇場といいますか、財団法人が主催してやる事業、残りの8割は有料で貸したりしてやっていただいているということで、そういった利用形態になっておりますので、そのあたりの稼働率を上げていくといいますか、使用しやすくしていくというのは非常に大事なことだと思っております。練習室とかもございますので、もっと県民の方が利用して効果があるような方向で努力していきたいというふうに思っております。

○横田委員 ファンドについてお伺いしますが、当初、県は取り崩し型の300億円の基金を国のほうに要望したと思うんですけれども、それが認めてもらえずに、今回、1,000億円の運用型基金ですということになったわけですが、結局、このことによりまして1,000億円起債をして、累積債務もとうとう1兆円を超えることになるわけですが、それに対して年間に使えるお金が4億円ということで、非常に大きなリスクの割にはどれだけの効果が出るのかなという不安もあるんですけれども、そこらあたりはどんなふうにお考えでしょうか。

○永山総合政策課長 300億円を要望した一つの結果としてこれが出てきたということでございまして、本当に満足していますという状況でないことは当然の事実でありますけれども、これまでのスキームの中で取り組みはこうでしたということでもありますので、これをうまく活用していくしかないだろうというふうに思っております。運用益が、これまでの阪神淡路等に比べると利率が低いですから、それほどたくさんものが出るわけではありませんけれども、資料のほうに書いております90億円規模の補助事業、

あるいは中小企業応援ファンド、そのあたりもうまく組み合わせをしながら、しっかりとソフト対策を打っていくということが必要だと思っています。知事等も答弁の中でも答えておりましたけれども、今後、状況の変化に応じて、必要があれば、しっかりと国に対して対策を求めていくこともあわせて必要だというふうに思っております。

○横田委員 これまでの臨財債に対しての不信というか、それもずっとあるものですから、そういう考えになるんですけれども、ないよりもましだというふうに思いますので、この20億円をできるだけ効果の上がるような対策として使っていただきたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 私もファンドのことで、1,000億の運用益、年間で4億円ということで活用することになってはいますけれども、事業内容の①の市町村の復興事業への支援ですけれども、これは今、お話も出ましたが、各自治体が独自に計画をすると。全体の中で市町村の支援に占める割合、市町村が活用する部分はこのくらいというようなのは予定されているんですか。

○永山総合政策課長 今回設置しています中小企業応援ファンドで中小企業の支援をやったり、県単の30億円で観光振興のためのさまざまな対策をやったりということで、その効果も少し見きわめる必要があるんだろうなというふうに思っております。したがって、①から③が特定項目で、④がその他全般的ということになりますけれども、どのような割合になるのかというのは、もう少し時間をかけて検討していきたいと思っています。例えば、畜産の再生について、この中では述べておりません。基本的には30億円あるいは90億円の補助事業でやりたいと思っ

ていますけれども、その状況の進展次第、場合によってはこの中から捻出をするということもあり得るのではないかとこのように思っております。もう少し状況を見きわめて割合等は決めていくことになるというふうに思っております。

○前屋敷委員 市町村独自の事業内容ですけれども、これは各市町村の裁量に任せると。中身についてはどういう計画が上がってくるかはこれからなんですけれども、主体的には自治体にしっかり任せるという中身でよろしいんですか。

○永山総合政策課長 大変申しわけありません。どういうやり方でどういうものを対象にとるところまで熟度がありません。今のところはイメージということでございますので、今回、1,000億円の貸し付けについての予算をお願いする段階ということで、使い道については、もう少し時間をかけて考えていきたいと思っています。すべてを市町村にお任せするというのは、20億円という限られた財源でございますので、なかなか難しい面はあるだろうと思います。目的は市町村を支援することではなくて、経済を立ち直らせること、生活を立ち直らせることですから、どうやったら効果があるのかということについては、我々も口を出して、一緒に構築していくぐらいの気持ちがないと、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

○前屋敷委員 その地域でどこをどう手を入れれば住民が元気ついて復興するかというのは自治体が一番わかっているわけですから、そういった点では、自治体の計画をぜひ尊重していただきたいし、口出ししたらいけないということではないんですけれども、一緒に相談に乗って計画を立てていく、そして実施に移していくというスタンスでぜひ臨んでいただきたいというふ

うに思います。

事務事業の移譲についてですが、これまでのことも資料が出されていますけれども、言われたように、押しつけではなくて、自主的に各自治体が事務事業を受け入れるという形が望ましいわけですね。それで、ペースが落ちているというのは、御説明もありましたが、財政事情で職員の数が減るとかいうことで、事務事業がふえれば、それだけ手がかかるわけですから、そういった意味では、先ほど人的支援、財政支援というお話がありましたが、直接これまでそういう具体的な支援をされた経過があるのかどうか。

○永山総合政策課長 財政支援については交付金という形でこれまで移譲の実績等に応じて出ております。これについては今年度から単価を引き上げて支出をしているところでございます。ただ、これが十分なものであるかどうかについては、市町村からもさまざまな意見はございます。人的支援等については、これから抜本的に権限を移譲していくというふうなムーブメントになってきた場合には、県としても、そういうことも含めて考えていくべきだろうということで基本的な考え方として持っているということで、まだ、先ほどありましたように、市町村も事務自体を本格的に受け入れましようというところまでいけておりませんので、そこまで具体論にはございませんけれども、権限移譲の目的というのは、行財政改革ということではないと思っています。市町村の住民の方々の利便性が高まっていくこと、行政施策の中身が熟度が増していくことだというふうに思っていますので、そういう観点で、だれがどのようにサポートし合いながら事務を行えば一番いいのかということ、県と市町村と一緒に考えていくとい

うことが必要なんだろうというふうに思っております。

○前屋敷委員 今、おっしゃったように、いかに住民の皆さんが暮らしやすくなるかというような点で、いろいろスピーディーに事務処理がなされるとか、それが結局、住民の皆さんのサービスにつながってくるわけですから、基本的にはそういう観点で財政支援もしながら事務移譲については進めていただきたいと思います。

それともう一点、指定管理の芸術劇場の件ですけれども、指定管理にするという点では、県の支出をいかに少なくするかということも含めて、専門性の高いところで、より県民の利益につながるかという両面あるというふうに思うんです。そういった意味では、指定管理料にあらわれてきますように、その辺のところを合理化、削減するという点では、そこに勤める職員の皆さんの労働条件であったり、人件費であったりというところにはね返っては、私はいいものではないというふうに思いますので、その補完といいますか、そこが一つ。

それから、県民の皆さんのニーズに応じた利用ということで、さっき御説明もいただいたんですが、私も多くの皆さんから、会館を利用する際の使用料の納付についての要望とか、改善が欲しいということも言われておりましたので、御説明いただいて、かなり直接そういう要望が上がっていたんだなというふうに理解をしたところでした。ぜひ、使い勝手のいいように、そして、設備の整った会館で文化そのものが広く享受できるという方向をこの事業としては進めていく必要がありますので、そういったものも踏まえて対応していただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

○押川委員長 要望でよろしいでしょうか。

○鳥飼委員 まず、県立芸術劇場なんですけれども、今、前屋敷委員からも出ましたが、もともとは県が松形知事の時代につくって、指定管理制度になじむものかどうかというのは私自身は私なりに意見を持っているんですが、それは置いておくとしまして、時々行くんですけれども、舞台を設置する方とか、ライトとか、いろんな方がおられますけれども、あそこで働いておられる人たちの非常に厳しい労働条件というか、身分の問題とかお聞きするんですけれども、それは指定管理のところの議論の中で、根岸先生が委員長になっていますけれども、選定基準とか審査項目とかありますが、そういう議論はなされているのか、審査のときにいろいろな説明とかがなされているのか、そこをお聞きしておきたいと思います。

○安井文化文教・国際課長 まず、基準をつくる時に県のほうで積算をいたしますけれども、そのときに何をもって人件費の積算をするかというのがございますが、民間の給与の統計調査等を使って、無理のない範囲で積算しております。選考委員会においてもそういった積算をしていますというお話はいたしました。それから、応募をいただいたわけなんですけれども、御存じのように、今、33名おりますけれども、県職員が10名いますが、あと嘱託とか臨時の方で運営しておりますので、そういった意味では人件費は通常の方とは違うと思います。無理した人件費の積算等はしておりませんし、劇場のほうも実態を踏まえて申請してきているというふうに考えておりますので、そういったふうに理解しております。

○鳥飼委員 要望しておきますけれども、そういう人たちがかなり働いておられるということは、文化文教・国際課でもひとつ頭の隅に入れ

ておいて、今後、実務をされる場合には事業を進めていていただきたいなと思います。

続けて、事務移譲の関係なんですけれども、域内事務移譲ということで、それはそれで進めていくべきことだろうというふうに思います。そこで、やはり人と金と権限ということになるわけですね。これは地方も国にそれを主張してきたわけですから、地方でも、域内でのより身近なところではできるものについてはやってみよう、それはそれで方向性としては妥当だろうと思いますし、2,000項目程度ということでやられておるんですけれども、先ほど言われた交付金の総額というのは、おおむねで結構なんですけれども、年間どの程度なのかをお尋ねします。

○永山総合政策課長 今年度でいいますと、21年度分の実績に対して支払っておりますけれども、おおむね3,600万程度でございます。

○鳥飼委員 これは前も話をして、ホームページにも載せているというふうにお聞きしておいたんですけれども、私たちが確認する場合、例えば、今回のNPOの高鍋町とかいう場合に、件数とかも出てくるんでしょうけれども、幾らというのは我々が知るにはどうすればよろしいでしょうか。

○永山総合政策課長 それは実績という意味合いでしょうか。それとも積算の単価ということでしょうか。

○鳥飼委員 実績ももちろんそうなんです。実績は実績報告書とかで、申請があって交付するというところだろうと思うんですけれども、よく聞くのは、宮崎県は低いというのを聞いたりするわけです。僕らも聞かれたときに、例えば、広島県が幾らで宮崎県は幾らなんだというふうに比較をする場合、その確認の手段はどうすればいいんでしょうか。

○永山総合政策課長 確認の手段について、ほかの県の状況等もまだ全部ホームページに載っているわけではありませんので、難しいと思いますが、どうかというのはまた別途御説明を申し上げたいと思いますが、今年度引き上げを行って、基本的には、その3,600万の大半は実際に処理した件数割の交付金なんですけれども、それは、標準単価、これは人件費単価を積算根拠にしてやっています。この人件費単価を今年度、3,000円という引き上げをやったんですが、これは九州で中位ということになっているようでございます。全国的な比較等について必要であれば、また御説明をさせていただきます。

○鳥飼委員 お聞きしたかったのは、また別途お聞きすればいいかなと思いますけれども、僕は域内での事務移譲推進をと、もちろんわかるんですけれども、市町村も人が減ってきている、金はどうするんだ、こうなるわけですね。人、金、権限ということがセットでないとなかなか受け切れないという状況があるから、ただ受けろ、受けろだけでは困ると思うんです。宮崎市長と宮崎市選出の議員との意見交換会という懇談会が毎年あるんですけれども、宮崎市が中核市になって、児童相談所をやってみたいというような意見が前の津村市長のときから、今も出ているようなんですけれども、私、申し上げたのは、そういう制度とかシステムを移譲することはできるんですけれども、主にやはり人が動かしていくわけですね。じゃ、児童福祉司の確保をどうするのかと。土木課とか税務課におった人が定期異動で行って、3年間、児童福祉司をやって、またかわっていくということでは、結局、子供たちが不幸を見るだけだというふうな私なりの思いがあって、やはりそういう中身も含めたものでないと権限移譲するという

ことは妥当ではないですよというような意見を申し上げたことはあるんです。

先ほど、永山課長が言われたように、権限移譲をする場合に、どれだけ市町村にとって、地域の人たちのためになるのか、ただ権限といいますか、事務を移譲するだけでは効果がないとも思うものですから、こういうことを申し上げるわけです。その際に、例えば、この事務については受理とか、進達とか、認定とか、公表なり、いろんな事務があろうと思います。僕もよくわかりませんが、法律そのものも1,500ぐらいあるんですか。事務というのは一つの法律に何十とか何百とかくっついていると思うんです。それを移譲していくということで、市町村の側にとってみたら、メリットとしてその業務そのものがやれていくんだというものがないと、それはモチベーションにならないと思うんです。そこをトータルとして考えていただいて、総合政策課のほうで、こういうようなことをやっていますよということで、そこ辺も踏まえながら、ぜひ、今後も進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

もう一つ、1,000億円のファンドの問題なんですけれども、しつこいようなんですが、6年度間で実質5年間ということになっていて、宮崎県が1,000億円借金をして、今度設立する予定の法人に貸し付けをして、利息でもって4億円の5年間で20億ということになっているわけですね。米印のところに「国は、利息の3分の2を交付税措置する」と書いてあるんですけれども、一連の口蹄疫問題の国の対応を見ていると、真から信用できないなど。我々は自由に物が言えますから、そんな思いでいるわけです。この3分の2を交付税措置するというのは、確約書はないんでしょうけれども、どういうシステムで

3分の2ということになるのでしょうか。

○**永山総合政策課長** これは、国の口蹄疫対策本部会議で正式に決定されて、ペーパーとして県に示されたものでありますし、先ほどから申し上げている阪神淡路あるいは新潟中越においても、確実に交付税措置がされているということで、そのルールに基づいて宮崎県も同じようにやりましょうということでございますので、この点は大丈夫なんじゃないかなというふうに思っております。

○**鳥飼委員** そうすると金利が変動するにしても、おおむねどの程度の利息が来て、交付税措置がされる、交付税に色がついておらんから確認のしようがなくて、それは入っておるはずだということになるだろうと思うんですけれども、どの程度を見込んでおられるのか、再度確認しておきたいと思います。

○**永山総合政策課長** 運用利息というか、これは県債を発行するときの利率が幾らになるかということで決まります。一応、0.4%を想定しております。したがって、県が金融機関に払うべき利息は、同じように、5年間で20億円ということになります。その3分の2ですから、おおむね14億弱が交付税として毎年度、分割してではありますけれども、措置されるということになるだろうというふうに思っております。

○**鳥飼委員** そうしますと、金利、今はどうなるかわかりませんが、3月末に借りれば、安いときに借りるということになるだろうと思うんですけれども、会計課のほうなりでそういう分析をされて借りて、利息も同じ程度支払うということになるわけですが、残りの3分の1は完全に県の持ち出しということになるのでしょうか。

○**永山総合政策課長** 県の持ち出しでございます

す。

○**鳥飼委員** 県には迷惑をかけないということだったんですけれども、これは部長も皆さんもそんなふうに思っておられるだろうと思うんですけれども、そうすると、県が今年度、3月末に借りて利息の支払い時期になったら、それは毎年毎年、新年度予算で計上していくということになるわけですね。わかりました。

今回の口蹄疫の課題というのは、本当に宮崎県の受けた傷は大きいと思っております、この間も、では、中小業をどうするんだということで、課長から向こうに言ったんだろうと思っておりますけれども、商工のほうから相談会をやりますということで、結果は聞いていないんですけれども、説明をしていただきました。ここ数年と言っておりますけれども、この冬なり来春まで、この1年程度が非常にきつと思いますので、いろんな施策なりを活用していただきたいと思います。

○**松村委員** ファンドの件ですけれども、今、お話もありましたから大体わかりましたけれども、1,000億円、5年間、出資法人に預けるわけですが、元金は担保できるんですか。

出資法人が出資法人のみずからの手で運用するのか、それとも、もう決まっているのか。例えば、0.4という運用益ですけれども、金融商品からすると運用益といったらある程度大きなばらつきがあると思うので、リスクと両方あると思うんですけれども、既に筋道としてはすべて決まっているのか。どういう運用をするのかというところをお聞きしたいんです。

○**永山総合政策課長** まだ詳細のところを詰め切っていない部分もありますが、これまでほかの県で行っているファンドにおいて、総務省の交付税措置をする条件としてあるのは、逆ざや

が絶対に生じないということがあります。したがって、ほかの県においては、県債を発行して、それを財団に貸し付けて、その財団がその県債を運用するというので、同じ利息で回っていく。利益も生じないかわり、逆ざやも発生しないというふうな形でやっているようでございます。本県においてどのような方法をとるのか、ほかの県のことも頭に入れながら、最終的には財政課等とも協議をして、どういったら一番利益があってリスクがないかということを決定していきたいというふうに思っております。

○松村委員 利ざやが出ていいということですか。利ざやというか、利が多くて、例えば運用益が0.4じゃなくて0.5になって、国に返すお金が0.4あるいは0.3でもいいということですね。

○永山総合政策課長 明確に答えが来ているわけではありません。今のところ、条件として逆ざやが絶対に発生しないということがあるわけで、申し上げたように、国のほうから言われているのは、参考にすべきなのは、ほかの県の前例だということでございますので、基本的には同じ利率ということを国は頭に置いているというふうに思います。それが今、御質問にございましたように、運用利息のほうを上回るということが可能なかどうかというのは、もう少し国との間で詰めなければならないと思っておりますが、今の状況からいうと、ほかの県のとおりいきましようというほうが強いのではないかなというふうに思います。

○松村委員 大きく理解すると、3分の2を補助しますよということですね。

○永山総合政策課長 補助すると、先ほど言ったように、補助金適化法の関係があって、その使い道は国が決めるよということになってしまいうということ、県が自由に判断する、地方が

自由に判断するスキームとしては、やはりこれだろうと。実質上、20億円の3分の2は国が負担するということになると思います。

○松村委員 取り崩し型の300億から、自由に使っていいですよという、要するに20億の3分の2、14億の真水ですねということだと私は想像しました。

芸術劇場は私も好きでよく行くんですけども、利用者のサービス向上に向けた具体的な提案という中身で、もっとおもしろいのかあるのかということが一つと、芸術劇場の管理というのは、建物内部だけなのか、それとも新たな、建物の外というか、例えばエントランスとか、オープンカフェ的な感じでのミュージックとか、そういうのも含めた企画まで含めて措置されているのか。

○安井文化文教・国際課長 まず最初に、新しい提案内容のところなんですけど、さっきのをちょっと詳しく申し上げますと、納付期限を納付しやすいようにしてあげようということで、今は申請日から31日以内に全額を納付しなきゃいけないというのを、一つには、許可から1カ月以内に30%と、もう一つは利用日の3カ月前までに全額を納めるということで、分割、しかも、ゆっくり遅く払えるということにしたということでございます。それから、100人以下の設備の使用料というのがあるんですけども、例えば長いすとか、そういったものは無料にしようとか、そういう提案もございます。というのが、一つは実は利用者が減ってきたというのでございますので、それを何とかふやしたいということで、少しでも利用者の人が利用しやすいというようなことで改善を提案しております。そういったことがございます。

それと、割引制度は、1期で基本的に2割引

きとかかなり取り組んでいますので、余り手を入れるところはなかったんですけども、さらに、教育・文化事業として小・中・高が利用する場合は半額割引とか、そういった配慮をしているところです。

もう一点、管理ですけども、全体として劇場の所管する部分は劇場が管理するというところで、例えば噴水みたいなところがあります。あの辺も劇場の所管になっておりますので、劇場の管理になっています。そういったところです。

○松村委員 噴水周りとか、その辺の活用も十分できるというふうに理解しました。

○安井文化文教・国際課長 レストランとか噴水のあたりも劇場の一带ですので、活用方法は考えられると思います。

○松村委員 わかりました。以上です。

○押川委員長 それでは、その他の事項について受けたいと思います。

〔「午後から」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、委員の皆様にお諮りいたしますが、その他の質疑というのは午後の時間ということで今、意見が出ておりますけれども、どういたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、そのようなことで、午後1時再開ということをお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項について御質問のある方はお願いいたします。

○鳥飼委員 整理する意味でお尋ねしたいと思いますが、総合計画、長期ビジョンについてな

んですが、現行案と前知事のときにつくったものと、その前に松形知事が最後につくったのが第6次長期計画になるんですか。

○永山総合政策課長 数的にいうと、第6次に該当するのが前知事のときの「元気みやぎき創造計画」になるのではないかなと思います。

○鳥飼委員 構成としては、第5次長期計画を途中で作りかえたのが第6次ということになって、そして、また作りかえたのが総合計画ということになっているわけですか。そうすると、前回は議論をしたときに、10年の長期計画等云々という議論があったんですけども、スタートの議論になって申しわけないんですけども、今回、なぜ、作りかえるという議論になっているのか、もう一回、整理する意味でお聞きしたいと思います。

○永山総合政策課長 現在の総合計画が22年度までということと期限が切れますので、新しい総合計画の策定を行っているということでございます。

○鳥飼委員 4年前に議論したのは、やはり長期的なことで議論をすべきではないかということで、それも入っていますということだったわけですけども、そうすると、今度は全面改訂ということになるわけですね。私の理解とすれば、まだそれは生きているということで、アクションプランのところだけを作りかえていくということになるのかなというふうに理解しておったんですけども、そこ辺がよくわからない点なんです。

○永山総合政策課長 今回の総合計画を策定する段階で、19年度からスタートした計画ですけども、そのときの長期的な物の見方なり、全体的な施策の体系は、その前の総合長期計画をベースにしてつくりますということとございます。

その中で、特に知事のマニフェストを踏まえたアクションの部分について、かなり具体的に書き込みをしていくということが現行の総合計画の特徴でございまして、それ全体を含めて計画が22年度末までというふうに期限が切っておりますので、今回、その策定を行うということでございます。

○鳥飼委員 当時は私、そんなふうな理解はしていなかったんですね。そういう説明でもなかったと思っているんですけども、それは、そういうことであれば一応、了としておきたいと思えます。

長期計画については、知事がかわったにしても、余りころころ変えるものじゃないと私は思っているんです。何百万かかけて、県民の声を聞いてつくるわけですから、そういう意味でいくと、知事がかわるたびに変わっているなということで、県の長期計画に対する不信感というのは、県民の側にあるのではないかというふうな理解をしているんです。

それで、1～2点だけお聞きしたいと思うんですけども、基本目標のところ、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦というのがあります。これの説明がどこかにありましたけれども、この「ゆたかさ」をどうとらえるのかというのは、各人いろいろ分かれるし、そういう中で宮崎県はどうなのかということで、先ほど分野別のところで、宮崎県に住んでよかったと思う人を100%にするということも載っています。今までの成長、経済重視というところから新しく切りかわった、それぞれの価値観が多様化した段階での「ゆたかさ」というものを追求していると思うんですけども、ここはなかなかわかりにくいところだろうと思っているんです。そこをもっと詳しく説明をいただきたいと思

ます。

○永山総合政策課長 成長拡大ということがなかなか望めないだろうということをお前提にはしておりますけれども、14ページで御説明しましたように、とはいいいながら、一定の人口レベルなり経済レベル、産業レベルというのは必要なんだろうというふうに思っております。そういう意味で、ケース2というものをつくり上げていくことを一つ念頭に置きながらではありますけれども、これまで我が国あるいは宮崎が来たような拡大路線ということは恐らく望むべくもないだろうと。

そういう中で、「ゆたかさ」というのをどう發揮していくのかということですが、それについては、委員の御質問にありましたように、それぞれがとらえ方は違うと思うんですが、例えば、34ページの「人」のところ、「みんなが持てる力を發揮し、生き生きと活動する社会」を目指していきましょうと書いていますが、それぞれがそれぞれの分野において、本当にポジティブに、あるいは生き生きと暮らしていけるような、自分の価値をそこに見出していくようなものが必要なんだろうと思っています。

「くらし」でいうと、安全・安心、宮崎が持っているポテンシャルがあると思いますから、それを十分に生かしながらということですが、人がどこに安心を持ち、安全を感じるかというのはさまざまでございますので、そのさまざまなものに十分にこたえていく形をつくっていかうということになるだろうと思います。その「ゆたかさ」というのを何がしか定義をして、それを求めていきましょうということではなくて、一人一人、あるいはコミュニティーが豊かだと感じるような、行政としてはその基盤なり機会なりをつくっていくという

ころを今回、将来像なり目標としてとらえていきたいと。

したがって、もし、この計画がこのままでき上がったとしても、「ゆたかさ」が何なのかというのはずっと継続して県民の皆様と話をしていくことになるのではないかなというふうに思っております。

○鳥飼委員 なかなか難しい問題ではあると思うんです。先ほど言われたように、規模拡大、成長から転換をしていこうということですから、例えば、子育ての分野でいっても、朝、ばたばたと保育園に預けて仕事場に急ぐ。そして、5時なり6時なり残業をしながら、時間を見つけて迎えに行くというようなことでは、それはつくり切れなと思っています。「ゆたかさ」というのはそれぞれの考え方があるとは思いますが、人間が生きていく上で、生活の中にゆとりの時間なりを持っていかなくちゃならない。例えば、県庁職員の皆さんも教育委員会の皆さん方も一緒だと思うんですけれども、夜、一緒に御飯が食べられない、これは所得は一定程度保障されたとしても、豊かな社会とは言えない社会なんではないかと。そういうふうにして価値観が変わってきていると思うんです。ところが、日本の社会そのものは変わっていないし、宮崎県の中でも変わっていないんじゃないかなと思っています。実際、皆さん方、仕事をしておられて、課長とか部長はもう子育ては終わっている段階、もっと中堅の若手のところの人たちは、やはりばたばたしなくてはならないというような状況を変えていく、かなり難しい作業だというふうに思うんです。

私としては、新しい「ゆたかさ」への挑戦というのは、働く人にとっても、農業の人にとっても、商店の人にとっても、安心・安全で豊かに

暮らしていける。例えば正月にしても、今はもう年末年始がありません。ずっと年末、オープンセールがあっっていて、元旦からやっていますね。確かに、便利で非常にいいように見えるんですけども、そこで働いている人たちの正月はどこに行っているんだろうかと。その人たちの家庭というのは正月が来ていないんじゃないかなということで、社会全体が豊かに生きていく地域とはどうなのか。そうすると、そんなことを言っておったら宮崎は取り残されるじゃないかというような日本の社会の現状というものもあるから、難しいものではあるんですけども、本来的にそういうものではないかなと私個人は思っています、ここ辺はいろいろ県民の皆さん方の御意見も聞いていただきたいなという気がいたしております。

もう一つお尋ねしますけれども、長期戦略の中で4つの視点、8つの長期戦略というのがございます。先ほどもちょっと言いましたけれども、100%にするという意識。じゃ、現在、何%ぐらいですかと。ほかに、44ページのフードビジネスの中で、就業者1人当たり農・水産業、食料品の生産額20%増と書いてあるんですけども、じゃ、今、幾らなのか。「地域発」産業創出戦略では、製造品出荷額等の金額を20%増。すると、今、金額は幾らで、これを何ぼにするんですよと。輸出企業数60%増、あると思うんです。これがうたっていないようにあるんですけども、これはどこかであうたうんでしょうか。

○永山総合政策課長 もちろん、計画をわかりやすくするためには、現時点の数字を示して、そして目標値を示すという形になります。最終的な形としてはそうしたいと思っています。まずは、こういう数値目標で是なのかどうなのかということ、審議会等で議論をしていただい

ている段階ということでございます。例えば、今、御質問のありました中学校3年生の時点で100%というのは、これは今現在、数字はありません。アンケート調査をやることになると思っています。その中で100%を目標にしていきたいと思っています。フードビジネスの20%増は、現時点の数字は353万円です。これを20%伸ばそうというふうなことでございます。最終的にはこれをわかりやすく示していきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 そうしますと、これからも住み続けたいと思う人の割合100%というのは、当然、調査をしていなければ今から調査します、しかし、時間的なあれもないから、悉皆というのは難しいし、抽出になるのかなと思ったりもしますが、これはどうなのか。

○永山総合政策課長 戦略8の100%の目標、これは、もちろん調査をしております。できれば来年の年度末か年度明けぐらいに、スタート時点で1回目の調査をやってみようかなというふうに思っております。もちろん、アンケート調査ですので、抽出調査ということになります。理念として、みんながこの県内に住み続けようというふうに思う県になりたいということで、100%という目標を掲げているところでございます。

○鳥飼委員 なかなか困難な作業でありますけれども、ぜひ、県民が読んでもわかるような形で、現時点はこうで、こうしますよというふうなことをお願いしたいと思います。

そこでお聞きしたいのは、2ページにあります計画の構成と期間というところで、20年後の平成42年（2030年）に本県が目指す将来像を描くというのがあって、分野別があって、そしてアクションプランでは云々というのが書いてあ

ります。先ほどの説明では、知事のマニフェスト等とかいうようなことなんですけれども、マニフェストでいっても、知事のやりたいことというのはいろいろあるだろうと思うんですね。長期計画に合致しないといたしますか、数値目標を75点にしますといったときに、5点ぐらいにしかこれはこれん、こっちのほうが100点ぐらいで力を入れるというのが出てくるだろうと思うんです。そういう場合の整合性といいますか、そこらはどんなふうに考えていけばいいんでしょうか。

○永山総合政策課長 総合計画の長期ビジョンの部分については、来年2月に提案させていただきたいと思っておりますが、新しい知事が決まりましたら、長期ビジョンの部分、長期戦略の部分も含めてしっかり議論をしたいというふうに思っております。その上で、その長期ビジョンの具現化ということとマニフェストの具現化ということで、できるだけうまく整合が図れる努力をした上で、アクションプランとして作成するというところで、もちろん、その中で新しく知事になる方の政策の力点の置き方が、この長期ビジョンと異なってくる部分がもしかしたらあるかもしれません。その部分については、しっかりディスカッションを行った上で、県民の皆さんにも議会にも説明できる形でアクションプランとして仕上げていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 今言われたように、知事がかわったからこれを変えるんだというようなことでは、困ると思うんです。それだけお金をかけて、人に来てもらって、有識者の意見をもらってつくるわけですから、県の指針はこういうふうになっていますということで、それにある程度従ってもらいながら、その中でその方のマニフェスト

なり、意見なり、政策なりを重んじていくという形というのが私はあるべき姿だと思っ
ていて、ぜひ、それをお願いしたいというのは、現在の計画が、「何ですか、これは」とい
うような感じで私はとっているものですから、ぜひ、それはお願いしたいなというふう
に思っています。

そのほかにも産業科学技術振興指針、過疎地域自立促進方針とあるんですけれど
も、産業科学技術振興指針をつくる根拠となっている法律とか、いろんなものとい
うのはどんなふうになっているんですか。

○永山総合政策課長 法律上でこういう計画をつくりなさいという規定はござ
いません。あくまでも、これは今、御説明した総合計画の部門別計画として科学技術
振興分野ということで策定することにしております。

○鳥飼委員 新たな国際化プラン、これは長計の下部という位置づけでよろ
しいんですね。

○安井文化文教・国際課長 言われるとおり、国際化部門の部門別計画とい
うことで位置づけられております。特に法的な根拠はございません。

○鳥飼委員 もう一つ、前回の計画は17年度から21年度というふうになっ
ているんですけれども、この間、空白が出てきていますが、これは長計に合わせる
ということわざとといいますか、意識的に空白にしたということでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 おっしゃるとおりです。

○横田委員 私も長期計画についてお尋ねしたいんですけれども、将来の宮
崎県をどのような形に持っていこうとする目標をつくることは、それに向かっ
て努力をしていくという意味で非常に大事なことだと思うんです。20年が適
当か

どうかよくわかりませんが、地方行政を取り巻く環境の変化など、将来予
想できないことが起こり得るから、4年ごとに計画の見直しをするということ
ですけれども、それも当然だと思うんです。きのう、外山良治議員の質問にも
ありましたけれども、TPPの問題、今、国が参加するかどうかの判断を迫ら
れている中で、農水省の試算でも県の試算でも、参加することになれば壊滅
的な打撃を受けるというふうに出ていますし、参加するということになれば、
当然、影響緩和とかも図られるんでしょうけれども、近い将来激変する可
能性がある現時点で、来年の2月議会とかで県議会として果たして認
めていいんだろうかという不安も物すごくあるんです。TPPに関して、そ
こら辺はどんなふうにご考えておられるのでしょうか。

○永山総合政策課長 もちろん、TPPについては、すごく大きな影響
がありますし、総合政策課としても大変大きな課題だというふうに認識
しております。総合計画との関係ということでは、もちろん大きな影響
はあるんですけれども、もしも参加となった場合にも、関税の撤廃は10
年間で順次やっていくということでもあります。もしも参加をしないとし
ても、これまでの方針として各国とのEPAについては結んでい
きましょう。そのEPAの中で特定品目をどう扱うかというのは個別の議
論ということになると思いますけれども、何がしかの影響というのは必ず
出てくるものだというふうに思っています。そういう意味では、その影
響なり、それに対する対策を見きわめるということになれば、相当程
度の時間が要ることになるのではないかなと私は思います。現在つく
っております総合計画につきましては、農業については、力を入れてい
くこと、成長産業と

して位置づけていくことを大前提として進めておりますし、TPPに対する対応としても、基本的にはその理念に変わりはないというふうに思っておりますので、できれば予定どおりで提案・議決をしていただければというふうに思っております。

○横田委員 当然、TPPとかの問題がなくても、今の年齢構成とか考えたら、近い将来、非常に大きな意識の改革をしていかんと農業を守っていけないというのは確かにあると思うんですけれども、今、日本じゅうがTPPについて大揺れに揺れている段階で、例えば、戦略5、フードビジネス戦略とかで自給率を高めることとか、6次産業化の取り組みとかを書いてありますけれども、果たしてこれをそのまま受け入れられるものかなという思いもあるんですね。

○永山総合政策課長 おっしゃるとおり、TPPは大変な影響がありますから、それに対する対応というのは、まさに慎重でなければならないというふうに思っております。ただ、国の目標として、食料自給率を上げていこうということも、これまた明確な方針としてあるわけですから、それときちと整合を図りながら、国としては政策を進めていかれるべきものだと思いますし、それでなければ食料安全保障は図れないということだと思っています。その中で、今のTPPに参加している4カ国の中でも、ブルネイ等については、特定の品目が一部認められています。これは私の個人的な意見ではありませんけれども、国が参画するとしても、特定の品目等についてはしっかり持って交渉に当たっていくというぐらいの強さ、戦略が必要なんではないかなと。そういうふうに国が進んでいくべきだと思っていますし、そうでなければこの国の産業は成り立たないのではないかなと。そ

ういうふうなことを前提にこの計画は書いておりますので、それが今、進めることができないということであると、かなりつらいなという思いはあります。TPPの結論がどうであろうと、宮崎県の農業は前に進んでいかなければならないのは事実ですから、その政策はしっかりと長期的な目標を持って進めていくべきものだというふうに私は思います。

○押川委員長 よろしいですか。

○横田委員 だれか関連の質問をしてください。

○中村委員 これを読ませていただいて、今、我が国は羅針盤なき航行をやっているというような気がしているんですね。その中において宮崎県の総合長期計画ということですから、今、横田委員が言われたように、TPP問題もそうだけれども、政府が一定のぴしとした政策を持ってやっている中では、宮崎県としての、またその政策にのっとなって目標があるわけです。政府が羅針盤がついていない船で航行されたら、宮崎県もその羅針盤がないんだから、ついていくのに大変だろうと思うんです。中には夢のパラダイスみたいなこともたくさんあります。これはやっていかなきゃいかんから、一つの方向づけは非常にいいと思います。

ただ、今おっしゃるように、TPPだのいろんな大きなことが出てくる。特に、日本を取り囲むアジア諸国について、いろんな状況が発生してくるだろうと思うんです。それにもかかわらず、目標がある部分について、大きなことで骨太のものを描いておかないと、細目にわたっているものは微調整すればいいわけだから、そういうふうに臨んでいっていただきたいなと思います。これを一つ一つやっていくと、2～3日かかって議論をやらないかんような状況になってくると思う。だから、我々も勉強せない

かんが、執行部のほうも勉強していただかないといけないというのは、今回の定例議会でも「これはどうするのでしょうか」という質問があった。ある部長が「他県の動向を見ながら」という返事があった。こういうちゃんとした長期計画を定めたら他県の動向を見ることはあり得ない。宮崎県独自のことを考えたんだから、宮崎県独自のことで、他県の動向を見ながらとかじゃなくて、自分たちの独自のことでやっていかなきゃいかん、そう思います。

宮崎県が発展することになるとするならば、昔、160～170年前でしようけれども、薩摩は密貿易をやっていたから栄えました。そのことを言うわけじゃないんだけど、宮崎県は新しいものを見つけにゃいかん。例えば、いつも思うんだけど、ウナギの稚魚にえさを与えて大きくさせた、これはわずかなんですが、それに成功した。企業局あたりを生かして、宮崎県がどこかに秀でる何かの産業をつくっていかなくちゃいけない。そういうことも考えてほしいし、話が出ているように、細かいことをずっとやっていたら大変。そして、知事がかわるたびにこれが大きく変わるようなことではいけない。日本の国だってそうです。政権がかわろうがかわるまいが、日本の目標というのはぴしゃっとしておかんと、羅針盤なき航行になってしまうと思いますので、その辺を踏まえて議論していかなくちゃいけないなということを感じましたので、中身についてはもう一回、十分に話し合う機会をつくってほしいと思います。もちろん要望で結構ですから。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 横田委員のTPPと似ているんですけど、道州制についての考え方等をお伺いしたいと思います。この20年という間に国と

地方の形というのは、今、九州は、行政機関を九州で受けたいとかいろんなようなことがある。一つ一つを予測していくというのは非常に難しいわけなんですけれども、少なくとも道州制等についてはあるかもしれないということは、ある程度形も見えてきている中で、宮崎県というのが、今の行政のスキームの中で20年永遠に続いていくということであればわかる部分もあるんですけども、そういった意味で、まずその辺の考え方を伺いたいと思います。

○永山総合政策課長 道州制につきましては、昨年度、地方分権道州制研究会ということで、県庁内部ではありましたけれども、さまざまなディスカッションを行いました。当然、今後、相当な進展があるという前提は頭には置いております。ただ、九州広域行政機構についていえば、国の出先機関の受け皿という議論ですので、そこから道州制まで移行するには、まだまだ相当の時間が要るんだろうというふうに思っています。冒頭で申し上げましたように、現時点での国、県、市町村の枠組みの中でこの計画はつくっております。したがって、今後変更が出てくるといえるのか、どこが主体的に担うかという部分で、違いが出てくる部分はあると思います。

道州制に絡めていきますと、さまざまな施策の中で、方針の中で、アジアの中の九州あるいは宮崎というふうな視点を申し上げましたけれども、単に宮崎県がということではなくて、南九州あるいは九州という視点で長期的な戦略等を進めていくという意味で、道州制も頭に置いた県づくりということになるだろうというふうに思っています。

○武井委員 当然、いろんな制度が変われば、入れかえたり変わったりというようなことで、実際に20年たったときに、これがどれぐらい成

果物として残るのかなという感じはいたします。

もう一つ、総合計画をこうやって新しくつくるわけですが、計画というのは、えてして、つくるときにはこういう形でかなり大々的に、非常にお金もコストもかけてつくるわけなんですけれども、これだけのコストをかけてつくるものですから、前の総合計画の総括みたいなものというのはどういう形でなされてきているのかということについては、どうでしょうか。

○永山総合政策課長 現在の総合計画については、毎年度、工程表を作成します。それに目標数値等も掲げております。それについて政策評価の中で外部評価委員から評価をいただいて、それを公表する。さらに、毎年度の事業の構築に当たっては、その政策評価の結果を踏まえて検討していくという形でやっております。今の総合計画についての最終的なものは、来年の政策評価の中で出てくるものというふうに理解しています。

○武井委員 行政は、非常に計画主義なところがありますから、そのあたりにちゃんと成果が出るということ、つまり、どういうふうになっているかということ、いわゆるグランドフィナーレで総合計画が一つ終わるわけですから、毎年毎年の政策評価はまた別だと思えます。

もう一つは、前知事は前知事でまた新しい総合計画をつくられたわけですね。そうしたときに、仮定の話ですけれども、次の知事が就任されて、おれはおれで新しいカラーでおれの総合計画をつくるんだというようなことになったときというのは、総合計画というのは作り直すことになるのか。ならないように努力はされるんでしょうけれども、現に前知事のときというのはそういう形で総合計画を新たにつくったわけですね。そういった意味で、知事がかわるこ

の時期にこういう形でつくるということが、実際に次の新知事との整合性的にいうと時期的に微妙なんじゃないかなと思うんですけれども、もし、仮に新しい知事が新しい総合計画をつくとおっしゃったらどうなるのかなというのを伺いたいんです。

○永山総合政策課長 先ほど申し上げましたように、この計画は、2月に最終的な答申をいただきたいと思っておりますので、新しい知事が就任しましたら、じっくりとこの長期ビジョン等について、我々の考え方を説明し、ディスカッションをして、その中でもしも変更する必要があるらば変更しながら、最終的な案を固めていくということになるだろうと思っております。ただ、もともとこの20年を見据えて計画をつくっていくという趣旨は、トップがどなたであろうと、基本的に、宮崎県が定めていくべき方向性というのは変わらないのではないかとということの一つの考え方として持とうということで、このようなつくり方をしておりますので、できるだけそのあたりについては、どなたが知事になられても十分に理解をしていただいて、個性の発揮の部分については、アクションプランの中で十分に発揮するというところで理解をいただけたらなというふうに担当課長としては思っております。

○武井委員 そこは非常に難しいところで、民主主義ですから選挙で選ばれる知事ですから、知事がこういう考えでするところに、行政としてこういう枠組みでというようなことというのは、行き過ぎると非常に問題があると思えますので、非常に言葉は失礼ですけれども、十分わきまえてその辺はやっていただかないといけないのではないかと思っております。

もう一つ確認なんですけれども、今、こうい

う形でいろいろ出てきているんですけども、答申との整合性というのを伺いたいですけれども、答申というのは、こういったようなものが最終的に答申されるということじゃないのか。答申の前にこういうものがこういう形で委員会に出てくるというのは、そのあたりの時間軸がよくわからないんですけれども。

○永山総合政策課長 総合計画審議会におきましては、会長のもとでこの審議を行っていただいております。説明申し上げたように、第2回の専門部会で素案段階のものを御審議いただきました。今時点ではこのような考え方で審議が進んでおりますということを、きょう、御説明申し上げたところです。来年、専門部会を再度開いた上で、総合計画審議会を開催して、最終的な答申案の取りまとめをやっていただくということになります。したがって、今、お示ししているものからまた変化する可能性は十二分にあるということでございます。

○武井委員 わかりました。ということは、確認なんですけれども、2月にまた出てくるわけなんですけれども、一つは、さっき申し上げた、新知事になってからこの素案というものはある程度変わることがあり得る、なおかつ、最終的に答申の段階でもまだ変わることがあり得るという、素案ということですから、おおむねそういう方向で今、県は考えているけれども、この形で必ずしも進んでいくとは限らないというような現状の位置づけであるという理解でいいということですね。

○永山総合政策課長 パブリックコメントもやりますし、知事の就任、それから総合計画審議会での議論というのがありますから、今書いてあるものすべてがそのままになるというわけでは決してありません。ただ、基本的な物の見方、

スキームについては、これまでかなりの時間をかけて総合計画審議会あるいは地域別県民会議の中で意見交換をしながら積み上げてきているものですので、大きな変更はないし、もし、そうなるともう一度、地域に戻って話し合いを始めなければならないということになると思っていきますので、大きな変更はないという前提で私は考えております。

○武井委員 わかりました。以上です。

○中村委員 その辺はちゃんとしていかないと、阿久根市長みたいなのが出てきて、全体をひっくり返すみたいなことはないだろうけれども、議長会あたりに行くと、首長のあり方と議会のあり方が今、問われている状況が全国各地であるわけですね。そういったことを考えると、議会と取り決める、新しい知事が荷担してやっていくわけでしょうから、その次の知事あたりが納得できるようなものでないと、その時々で変わるようなことではいかんから、骨子だけでもびしっとやって、繰り返しになるが、我々も勉強しながらやっていかないと大変なことになると思っていますので、しっかりと新しい知事とも議論をやって、我々もまた議論させていただいて、やっていただきたいと切に要望しておきます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 長期計画ですけれども、既に御発言もあったところなんですけれども、一つ要望ですが、今、20年後の数値目標が掲げられて、この数値目標というのは、県民が20年後に本当に安心して豊かに生きがいを持って暮らしていくことを前提にした、それぞれの目標を定めていこうというものだと思うんです。ですから、この20年間、どう努力をしてその目標に到達できるかという点では、現時点がどうかというの

をしっかり私たちが認識するということが大事ですので、まずそれを示していただくのとあわせて、4年ごとにアクションプランということで積み上げていくということですが、まずは現段階での状況を披瀝していただいて、私たちも検討していく参考にさせていただきたいということがありますので、そこをぜひ、近いうちにお願したいというふうに思います。

もう一つ、表現上の説明が不足かなと思うんですが、委員会資料の12ページの審議会の中での御意見のところの表現で、産業づくりの一番下で、「他県がやっていないことや他県に先駆けて取り組むことなど、差別化を図っていくことが大事」という表現があるんですが、差別化というのは、違いをつくるという意味で受けとめていいのかどうか、その辺のニュアンスを。

○永山総合政策課長 ほかの県とは違う、宮崎県が持っている特徴、ポテンシャルを生かしたものを組み立てていくことが必要であるという御意見でございました。

○前屋敷委員 多分、そういうニュアンスだろうとは思ったんですが、文字で「差別化」と出てきますと、どうも違和感を感じましたので、確認をいたしました。以上です。

○松村委員 現状のままでケース1ということとケース2ということで、10%成長ということを見込んでやっていると思いますけれども、20年後の全体の中で、現状とほぼ変わらないなという中でなんですけれども、農業も経済力を上げるという意味では、人が少なくなって10%というのは大変なことですね。一番大きなというと、海外戦略というか、グローバル化のところなんでしょうけれども、グローバル化の中では、ここを重視しないと全体が生きてこない

なというところをこれを見て感じたんですけれども、例えば人口にしても、現状というものと100万人を切っていくというところもあるんですけれども、グローバル化すると、国際競争力のある人材を育てると宮崎県からどんどん出ていきますね。そして、もう一つは、グローバル化すると海外からたくさん入ってきますね。20年後の姿というのは、今の形からすると、今、外国人が日本に218万人いるという話でしたけれども、例えば、今、100万人の中の5万人は海外の人が来て宮崎県の形をつくるんだとか、そういうところがここの中にあるのかないのか。20年後の宮崎県の姿とするんだとしたら、そういう視点がないと何かぼやけているなという感じがするんです。説得力がないと、10%上げる。

○永山総合政策課長 まず、グローバル化すると、そういう人材を育てると外に出ていくというのは、そのとおりだというふうに思います。ただ、宮崎県内の企業が海外でも展開して、そのことをもって県内での経済活動もしっかり行っていたらいいような状態をつくっていかないと、国内の市場はまず間違いなく小さくなっていきますので、海外で活躍できる人材で、なおかつ、できれば県内に基盤を持ってというふうな展開をしていただければというふうに思っております。

それから、海外の方々が宮崎でどの程度ということなんですが、これは、移民ということを経済政策の前提として掲げるかどうかというのは、我々としても相当ディスカッションをしました。庁内でもやりましたし、審議会の中でも議論しております。今、委員がおっしゃったように、TPPがどうであろうと、現在の推計されている状態からいけば、相当数の方が日本あるいは我が県に来ているという状態は想定されるだけ

うというふうに思っております。現時点において、それを前提とした、あるいはそれを推進するような政策までは少し掲げ切るのが難しいのかなということで、明らかにはしていません。ただ、さまざまな事態の進展に合わせて、そのあたりについては政策としても持つべき時期が来るのではないかとというふうな思いはございます。

○松村委員 特にございません。

○鳥飼委員 道州制とTPPについては今、出されましたから、もうお聞きしませんが、もう一つ、総務省の考え方が変わってきた関係で、いわゆる広域連合、結局、合併派の方針が勝ったということで市町村合併が推進されただろうと思っております。広域連合、市町村連合、都道府県連合制度そのものはまだ否定をされていない現状というのがあって、それなりに機能しているところもあるやに聞いておりますけれども、今回の総合計画を論ずるに当たって、広域連合については議論がされなかったのか、それと、県の事務局としてはどういう考え方をしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○永山総合政策課長 県の広域という意味では、先ほど道州制の部分でお答えしたように、具体的な組織としての連合体というよりも、個別的な連携というところで政策を描くということにしております。市町村についていいますと、もちろん、合併を推進するという観点には立っておりません。選択をするのは市町村あるいは住民の方であるというふうに思っております。考え方としては、52ページに地域づくり戦略というのを掲げておりますけれども、基本的には、現在ある8つのブロックの市町村間の連携を強化していきましようということ、例えば定住自

立圏構想みたいな形で相互補完、あるいは定住自立圏に似たような形での相互補完ということ、今後進めていく必要があるだろうと思っております。ただ、今後の人口減少、高齢化等を考えますと、それでも補完できない高次機能というのがありますので、それについては、3つの市を拠点とした広域的な連携ということを図っていく必要があるだろうという、一応、2通りの考え方でございまして、これに沿った形で今後、アクションプランの中で政策的に明らかにしていくというふうになると思っております。

○鳥飼委員 私が申し上げたのは、広域連合というのも、地方主権といいますか、行政システムを変えていく大きな方向性だろうというふうに思っているんです。例えば、商工会議所の会頭も言っていますけれども、南九州連合というのはどうだとか、ごみ処理の搬入が多いじゃないかというような議論も本会議でありましたけれども、どういうことをやるにしても、どういう形になるのかは別にして、そういう道というのは議論をしておくべきではないかなと。有効な政策といいますか、地方のあり方ではないかなというふうに思っているんです。合併はもちろんその地域の人たちが決めていくという建前で来たんですけれども、私はそういうふうに思っていないんです。そこは見解の相違ですから、それはそれでいいとしまして、その手法としてそういう道もあるから、そこは検討しておくべきではないかなと。確かに、道州制とかTPPについては、まだ進行中ですからどうなるかわからないという面があるにしても、先ほど申し上げた分については、法制度は整理をされているわけですから、それは議論をしておくべきではないかなという意味でお尋ねをしたわけです。つくる部門でも、いろんな有識者が入っ

た中でも議論はされていないように伺ったと思っ
ているんですけれども、そこは大事なことだ
と思いますので、今後、そういう手法もある
ということを取り入れて議論をしていただ
きたい。そして、何とかうたえるんではな
いかなというふうに思いますので、そこは要
請をしておきたいと思っ

○永山総合政策課長 総合政策課は、道州制等
に関する九州知事会での議論なり、地方分
権も所管しておりますので、この総合計画
の中でそういうスキームを書いているわけ
ではありませんけれども、南九州の連合
であったり、九州の広域連合、あるいは
関西みたいな形がどうか等についても、
事務方とすれば相当程度意見交換等は行
っているところがございます、この計画
そのものは政策を推進していくという意
味で書いておりますので、その政策の推
進の仕方としての組織のありようとい
うところまで踏み込むのはちょっと難
しい面があるかなと思っ

○横田委員 権限移譲についてお尋ね
したいんですけれども、平成の合併で
すけれども、地方分権により権限移譲
をしていくから、それを受け入れられ
る力を持った自治体を目指していこう
というのが大きな目標だったと思っ
ます。17ページに市町村別の件数が
書いてありますけれども、例えば、合
併しなかった町村においては、合併
をしなかったために、権限を受け入
れる力がないから受けられませんとい
うようなこともあるん

○永山総合政策課長 合併と直接絡む
かどうかというのはなかなか難

いけません。合併をしなくても、実
際にそれほど少なくないところもご
ざいます。やっぱりその自治体が権
限移譲についてどういうふうな認識
を持っているかということが大きな
要素でありますし、財政的な基盤が
どうか、人的な基盤がどうかとい
うところが大きく影響しているの
ではないかなというふうに思っ

○横田委員 宮崎市は中核市とい
うことで今言われたようなことがあ
るかもしれませんが、都城にしても、
ほかの市町村の倍ぐらいあるわけ
ですね。県としては、ほかの町村も
宮崎とか都城ぐらいの移譲を受け
てほしいと思っ

○永山総合政策課長 もちろん、
基本方針の中で、先ほど申し上げ
ましたように、2,000項目程度
の権限移譲項目も掲げてございま
すし、それは単に譲りましょうとい
うことではなくて、それを市町村
で行っていただくことで、円滑に
県民の利便性の向上につながるん
だということでございます。でき
るだけたくさん移譲をしたいとい
うふうに思っております。ただ、
実際の問題として、小規模市町村
で、年に1回か2回しかないよう
な事務について受けるか、そのた
めのノウハウを習得して体制を整
えるかということもなかなか難
しい面があるということもまた事
実でございますので、例えば、
そのあたりについて複数の市町
村が共同で受けるか、そういう
ことができないかということも
含めて、今後はもう少しバリエ
ーションを持って進めていく必

要があるのではないかなというふうに思っております。

○横田委員 合併をしなくても別にペナルティーがあったわけじゃないし、合併しなかった町村ができないところは、県とか国がしっかりフォローしていくということになれば、合併せんけりゃよかったなということにつながると思うんです。何かそこらあたりが腑に落ちないところがあるんです。今でも、例えば佐土原なんかでも、合併して何もよかったことはないというふうに言われるんですね。だから、何か腑に落ちないんですね。この合併は何だったんだろうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○永山総合政策課長 委員がおっしゃったように、合併の目的は、より財政基盤、人的基盤を確立して、より多くの事務をしっかりとこなすことによって、地域住民の方のメリットをふやしていくということにあったというふうに思います。したがって、合併も権限移譲も根っこは同じところにあるというのは御指摘のとおりでございます。合併について私も専門家ではございませんけれども、そのメリットを示すのは、これから合併した市町村がもっともっと努力をしていかなければならないんだろうなというふうに思います。

○井上委員 総合長期計画と関連があるかどうかというのも微妙なところもあるんですけれども、今回、私、一般質問で取り上げました高校の再編とかも含めてですけれども、地域にある今の資源をどう今後も維持し、その地域が活性化できるようにどうしていくのかということが大変重要だと思うんです。知事は、明確に教育との権限の分離みたいなことはお話をされたんですけれども、政策として、現実にその地域を活性化させるために定住・移住というところま

で政策的には掲げているにもかかわらず、私の感覚で物を言えば、同じものをそこで存続させ維持していくために何が必要なのかという発想ではなくて、まず引き揚げるというところからの発想で物をしていけば、過疎の自立だとかと言われるのは、ここに書いてあるとおりを読めば、「全国的に注目を集めた市町村もある、住民が主体的に地域づくりに取り組み、地域活力を維持あるいは取り戻す例もある」というふうに書いてはあるんです。これは、非常にまれだから全国的に珍しいということでしょう。違いますか。発想の転換をしてもらわないと、今、あるのをどうかして小じんまりだけでも維持していこうというような言い方だと、過疎地はどんどん広がっていく可能性というのはあると思うんです。宮崎市にすべてを一極集中すればいいという発想で地域づくりをしていくという観点でやられるとしたら、ちょっと問題点がありはしないのかなという気がしないでもないんですが、そこはどうなっていますか。

○永山総合政策課長 今ある資源をどう生かしていくのか、特徴づくりをしていくのか。基本的な、非常に観念的な話で申しわけないんですけれども、資料1の長期ビジョンの38ページですが、社会経済情勢が非常に厳しくなる中で、県づくりの基本姿勢の一つとして、地域の資源を生かした魅力づくりということを掲げております。これは、単に自然環境であるとか、農林水産資源を生かそうということだけではなく、人であったり、あるいは今、委員がおっしゃったような既存の施設等も含めてということになるかもしれませんけれども、それをうまく活用していくという発想は当然必要だというふうに思います。

○井上委員 さっきからT P Pがどうだのとか

いろんな意見が出ているわけですが、どれもがリーマンショックだって予測もしていないでいろんな計画もつくってやってきた。だから、現状に応じて何かをやらないといけない。お話を聞いていると、TPPが入ったときのよ
うな状況のことを想定されている話も会話としてあるわけですね。そういう議論をしていけば、FTAというのは二国間のどこを想定されているのかと
いろいろ疑問もわくわけです。今、国会の動きとしては、TPPに即行くんじゃないかと、FTAの方向のほうが高いと私は思うんです。だ
ったらどういう状況になっていくのかということにもなってくると思うんです。政策的に県が進めようとしていることが、文字として
きれいに掲げられていることと実態とが余りにも乖離してはいないのか、具体的にやっておられることが乖離してはいないのかという
のが気になるわけです。

予算の投入の仕方、今まで2兆4,000億ぐらい入れてきたけれども、こうでしたみたいなことを現実には書いておられるわけ
けれども、政策的効果をどうやって上げるのかということに、もうちょっと市内の議論を含めて、部局別に分かれているから仕方が
ないとはいうものの、ここはここできれいごとを、ここはここできれいごと、ここはここできれいごとではいけないのではない
かなというふうな気がしてならないわけです。今回の一般質問の中でも再三皆さんから出ているのは、地域で1人、2人でじい
ちゃん、ばあちゃんが暮らしていて、そこで死ぬと言うのかみたいな、そういう極論に近いような御意見が出てくる。そこ
に人がどうやったら出かけていけるのか、そこにどうやったら定住し移住してくれるのかということ逆を逆に考えていく必要
というのがあるのではないかと

私の考え方なんですけれども、現実にはそこはどうかになっているのかが少しも見えない——少しも見えないという
言い方は極論ではあると思いますが、納得いくような私たちに対する説明というのはできるんですか。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃる ように、確かに、過疎地域の自立促進方針の中に2兆3,000億、
今まで投入してきた。しかし、どんどん寂れているじゃないかと。もちろん、インフラ整備というのはある程度進んできて、
例えば道路整備についても、日向・入郷の例をとるとあれですけれども、昔はすごく時間がかかったのに、諸塚あたり
まではある程度で行けるようになってきている。もう一つは、地域資源というのをいかに活用するかというの
は、私どもも中山間・地域対策をやっていく上では、市町村も当然ですけれども、皆、一生懸命考えている。ただ、
どんどん人が減って行って、どうなるんだろうと。しかし、地域の方々はそこに住みたいという要望が非常にある。
限られた人材と財源の中でいかに効率よくということを含めて、市町村が取り組むものに対して支援をしてきて
いるつもりなんですけれども、それがまた不十分ではないかとおっしゃれば、不十分どころもあるかもしれませ
ん。

長期計画のビジョンの中にある地域の資源を生かした魅力づくりという中では、例示として、全国的に注目を集めた市町村、
具体的には西米良をイメージして記述をさせていただいているんですけれども、それとか五ヶ瀬の夕日の里、
そういうところで、全国的に珍しいというふうには考えておりませんで、そういうふうになっ
てほしい、それを例示としてそこを目指してほしい。いきいき集落についても同じでございまして、
今までは、どちらかというと、行政のほ

うで「しませんか」というような形で進めてきたのじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そうではなくて、やっぱり持続的にやっていくためには、地域の方々がみずからの考え方と集まりをもってやっていくんだと、そこに対して行政は支援をするんだというふうに思っております。お答えになっていないかもしれませんが、そういう考えでやっているつもりであります。

○井上委員 私がなぜ言っているかという、ここが県民政策部だから言っているんです。全体の政策的なビジョンというのは、県民政策部がある意味では体系的なものというのを管轄しているからこそ今、言っているんです。政策的効果というか、それが結論として何かが出てくるような形をどうやったら県民政策部はつくることができるのかということを知っているわけです。個別にいろんなものがあるけれども、政策的効果が各部局ごとにばらばらではよくないのではないか、矛盾してはよくないのではないかとことを申し上げているんです。

というのが、公立小学校・中学校の教育施設の整備とかと書いてあるわけです。そういう中に云々といういろいろ書いてあるわけだけでも、私もちょっと乱暴な言い方だったけれども、五ヶ瀬中を例にとりて言ったんです。逆に人をどうやって投入するか、雇用をベースにして人をふやしていくということがなぜできないのでしょうかということを知っているわけです。政策的転換はなぜできないのかと。過疎になっていくのをじっと見るのがいいのか、それとも過疎地に人をどんどん入れていくことのほうがいいのか、そこを考えてほしいと言っているわけです。

それと、前も私は議会で質問をしているんだ

けれども、市内の小・中・高とかが、中山間地域と言われるようなところの小・中・高との交流を活発にやってほしいと言っているわけです。交流人口をとにかくふやしてほしいということを申し上げているわけです。いろんな意味で政策的な効果がどうやったら出るのかということには微妙なところというのがいっぱいあるかもしれないけれども、本来、人を投入すればどうにかなるようなこともあるのではないかとことも含めてだけれども、雇用対策と相まって何かができるのではないかと。ベースはすべて雇用対策というのは私もわかっているので、その雇用対策のまずさを全部、教育のところも受けないといかんのかと言われてたら、それはそこも間違っているというふうに私は思っているわけです。

今回、教育長にもちょっときついことを言ったけれども、そのベースになっているのは、雇用政策はもう少し方向転換をするべきでないのかということを知っているわけで、そういう政策的なことが十分議論された上で、この体系的なことというのはつくられているのかどうか、そこに疑問を持つわけです。だから、ちょっと部長に……。

○山下県民政策部長 所管外ですと言ってしまうとそれまでなんですけれども、高校再編の問題でお答えしますけれども、基本は、教育というのはいかにあるべきかというところからまず議論が始まる。もちろん、その要素として、高校が今どこにあるのか、そして、子供たちはどこから通学しているのか、そういったことも含めて、全体的な視点からの判断というのを、例えば、教育というのは、通学に便利なところ、子供たちにとって近いところ、そして、学校というのがその地域の中において占める位置づけ

とか、そういったことも当然判断されていますが、一方で、あるマスといますか、ある人数が集まらないと、いわゆる切磋琢磨とかいうものはなかなか生まれないだろうと。そういうところは当然、教育委員会の審議会の中で十分議論をされて結論は出されるものだと思います。私ども県民政策部全体として、当然、地域の振興という立場から意見を申し上げる部分はあると思いますが、ただ、教育という観点から出された判断について、果たして地域振興という点から異論を申し上げることができるかどうかは、留保させていただきたいと思います。

○中村委員 お聞きになっているかと思いますが、九州知事会で何省何府かということで権限移譲を受けたいという話がありました。ちょっと乱暴な引き受け方というのもあったんですが、この前、総務大臣が法務行政について、いわゆる登記事務を県とか市町村に移管したいという話があるんです。これは甚だ乱暴なことであって、法務局というのは、総務省とは違って、法務行政を司る人材というのは、長年かけて育てないと、登記官とか育たないんですね。例えば、住民の財産等々を取り扱います。登記関係をしたり、抵当権あるいは根抵当権、信託、供託とかいろいろあるわけですが、そういったものを県、市町村レベルに落としてくるとなると、県、市町村は3年ぐらいで交代するわけですがけれども、果たして習熟できるだろうかという疑問が非常に多いんです。そういう特異なものの移譲についてはびしっと断っていただきたいと思うんです。なぜ言うかということ、自分もその仕事をやっているものだから、例えば、抵当権とか根抵当権のことがよくわかるのかということもあるし、宮崎県庁の中でも、財産の登記関係を扱っている人がいるわけですね。女性の方がいます。

あの人たちがわからんときはだれに聞きに来るかということ、司法書士や調査士に聞きに来るわけです。それを今度は自分のところで受けたとなると、わからん部分まで通しちゃおうおそれがあるなど。非常に危険だと思うんです。九州知事会あたりでもそういう意向もあるし、九州知事会では別なものを移管しようという話だったけれども、片山総務相か、あの方が法務事務まで各市町村、各県に移管しようというようなことを言っていますので、ぜひとも、住民の財産、安心・安全という面について、こういう特異なものについてはびしっと断ってもらわないと、大変な事務的な混乱を生ずると思いますので、ひとつ頭に入れておいてください。

○永山総合政策課長 九州広域行政機構、基本的に国の九州管内の出先機関を丸ごと権限を受け入れましょうという議論をしておりますが、その際には、権限だけではなくて、権限、財源、人を含めて受け入れましょうという議論をしております。この議論がどうなるかというのはこれからということになりますけれども、法整備も必要になってまいりますので、時間はかかるんですけども、今おっしゃったように、専門的な知識を要するものがございますので、そこについて、もしも権限が移譲ということになれば、それに見合う人間が来なければならないということは、そのとおりだというふうに思っております。広域行政機構がどうなるか、あるいは国の地域主権改革の中で出先機関がどうなるか、しっかりと見きわめながら、県としての意見も言いながら、進めてまいりたいというふうに思います。

○押川委員長 ほかにありませんか。その他で。

○武井委員 その他で1点だけ、広報企画監に伺いたいんですけども、今の東国原知事の任

期が来年の1月20日で終わるわけなんですけれども、今、県に知事がかいてあるイラストを含めた写真などの大量の印刷物であったり、そういうものがあるかと思うんですけれども、こういったようなものが知事の任期が終わった後というのはどういうふうになるのか。全部使えなくなるのか。なるとすれば全部作りかえとかしなきゃいけないようになるわけですね。映像は取りかえるというのもあるんでしょうけれども、そのあたりは知事の任期後というのはどのようになるのか、お聞きかせいたきたいと思います。

○津曲広報企画監 写真、印刷物については、今後どうやっていくかというのは十分協議しないといけないと思っています。イラスト、県庁の玄関に置いてあります等身大の知事のパネルがございまして。これらについては、新しい知事とかと十分協議をして、どう扱うかを決めていきたいと考えています。まだ現在のところ、具体的にこれというのはございませぬ。

○武井委員 確認ですけれども、1月20日以降、東国原さんは任期が終わるわけなんですけれども、それ以降も、一切、写真類の入っているものは使えなくなるとか、その辺の厳密性というのはどういうふうを考えていけばいいのか、その辺だけ整理をお聞かせいたきたいと思いません。使ってもいいことは別にいいんですか。その辺はどうなんですか。

○津曲広報企画監 特別問題はなかろうと思いません。とにかく、これを使ったがために非常に問題があるというのがあれば、そこは修正していく。例えば、企業誘致のパンフレットで知事のあいさつが書いてある部分がございまして。これらについてどうするかというのは、各部でいろいろ判断していく、そういう格好になるかと思いません。

○武井委員 わかりました。その辺はいろいろと検討をお願いします。

○押川委員長 よろしいですか。

次に、請願の審査に移ります。請願について、執行部からの説明はございませんでしょうか。

○永山総合政策課長 住宅リフォームに関してでございます。

住宅リフォームに対する助成につきましては、本県も含めまして、従来から、バリアフリーあるいは地元産の木材利用というさまざまな条件を設定した上で、これに対する助成等を実施してきているところでございます。今回、請願で求められている制度は、地域経済の活性化を目的として、バリアフリー等の条件を設けずに助成を行うものと考えますけれども、このような助成は県内の自治体でも実施されておまして、今年度は、宮崎市を初めとしまして、7市6町が実施しております。その補助率は10%から15%で、補助の上限は10万から15万円、いずれも、それぞれの市町内に所在する建設業者への発注が条件とされているようでございます。また、都道府県レベルでいいますと、全国で唯一であります。秋田県が今年度から実施しております。工事費50万円以上の住宅リフォームに対しまして、工事費の20%、上限20万円を助成し、県内に本店がある建設業者への発注が条件とされております。予算額は、9月補正を含めまして22億6,000万円、約1万5,000戸分ということで聞いているところでございます。以上でございます。

○押川委員長 それでは、委員から質疑はございませんでしょうか。

○鳥飼委員 7市6町と言われたんですけれども、できれば、後でそのまとめたものをいただければと思います。私も何年か前にこれで質問

したことがあるんですけれども、かなり効果があるようなこともありますので、実情だけ把握したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○押川委員長 後ほど、資料の要求をお願ひしたいと思ひます。

○横田委員 この7市6町とか秋田県は、家のリフォームだけではなくて、エクステリア、外壁とか車庫とか、あそこあたりも含めてのリフォームで考えておられるのかを教へていただきたいんです。

○永山総合政策課長 県内市町村、細かいデータがないものですから。秋田県については、門とか塀とかについては対象外というふうになっているようでござひます。

○押川委員長 ほかにはござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでござひました。

暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時21分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

○稲用総務部長 今回、御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付いたしてあります総務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。まず、議案第1号「平成22年度11月補正予算案」の概要についてであります。

今議会に提出してあります予算案は、口蹄疫復興対策及び国の経済危機対応・地域活性化予

備費使用に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。なお、口蹄疫対策に関しましては、第7次の対策予算となります。補正額は、一般会計で1,044億5,627万円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、11月補正後で7,732億3,688万1,000円となります。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金が30億9,724万2,000円、繰入金が7億2,931万円、県債が1,005億5,740万円、その他が7,231万8,000円であります。

2ページをお開きください。一般会計歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げます。総務費のうち、1,000億円は口蹄疫復興対策のために造成します運用型基金への無利子資金の貸し付けであります。衛生費は、その大半が新型インフルエンザ対策で、労働費は、国の予備費使用による緊急雇用創出事業臨時特例基金への追加積み立てであります。農林水産業費につきましては、補正額のうち、1億7,000万円余が口蹄疫復興対策でありまして、これを除く補正額と土木費に関しましては、そのほとんどが国の予備費使用による公共事業費の増額等であります。

次に、5ページをお開きいただきたいと思ひます。総務部における11月補正の課別集計表でござひます。表の補正額の欄の一番下にありますとおり、総務部といたしましては、合計9,000万円の増額をお願ひしております。

補正予算については以上であります。

次に、特別議案関係について御説明いたします。

資料の8ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第4号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」についてであります。これ

は、平成18年度から導入しました森林環境税について、税の適用期間を引き続き5年間延長するための条例改正であります。

次に、資料の9ページです。議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、国が定めております地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されましたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、資料の10ページです。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、地方自治法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、希望する市町村にその権限を移譲するための改正を行うものであります。

次に、資料の11ページです。議案第13号「当せん金付証券の発売について」であります。これは、平成23年度の本県における宝くじの発売金額を平成22年度と同額の106億6,000万円以内とするものであります。

特別議案は、以上の4件でございます。

次に、その他の報告であります。資料の12ページです。本日御報告いたしますのは、ここに記載しております今後の行財政改革の検討についてと、14ページになりますが、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の策定についての2件でございます。

それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○日隈財政課長 議案第1号の歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料、3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計の

歳入一覧についてであります。表の太線枠で囲っております今回補正額の欄を縦にごらんください。まず、自主財源についてであります。合計で8億162万8,000円でございます。主なものは、繰入金、これは基金の取り崩しによるものですが、7億2,931万円となっております。該当する基金の内訳につきましては、後ほど、もう一度御説明いたします。次に、依存財源についてでございますが、合計で1,036億5,464万2,000円となります。主なものは、国庫支出金が30億9,724万2,000円、県債が1,005億5,740万円など、いずれも増額となっております。この結果、今回の補正によります歳入の合計は、1,044億5,627万円となっております。したがって、補正後の一般会計の予算規模は、7,732億3,688万1,000円、前年度11月現計との比較で申し上げますと、33.9%となっております。

次に、4ページをお開きください。ただいま御説明いたしました歳入の科目別の概要についてであります。このうち主なものについて御説明いたします。

まず、繰入金であります。補正額は先ほど申し上げましたとおり、7億2,931円でございます。右の説明の欄で書いてございますけれども、内訳といたしまして、財政調整積立金からの繰入金が2億6,818万9,000円、緊急雇用創出事業臨時特例基金からの繰入金が6,861万4,000円、森林整備加速化・林業再生基金からの繰り入れが3億3,100万円、口蹄疫復興対策基金を取り崩す分が6,150万7,000円となっております。

次に、諸収入についてであります。補正額6,207万8,000円のうち、各種受託事業の受託決定に伴うものが3,400万円余でございます。残りが事業実施主体から国庫補助金返還金の受け入れ等によるものであります。

次に、国庫支出金についてです。国庫負担金及び国庫補助金につきましては、先ほど部長からもございました補正の理由ですが、国の経済危機対応・地域活性化予備費使用によります公共事業費や既存基金への追加積み立てなどのための補助交付金の決定及び新型インフルエンザ対策のための急性伝染病対策費補助金の計上などによるものであります。委託金を含みます国庫支出金全体では、30億9,724万2,000円の増額となっております。

最後に、県債でございます。補正額は、先ほど申し上げましたとおり、1,005億5,740万円です。今回の補正で最も大きいのは、総務債であります。これは、先ほど県民政策部のほうでございましたとおり、口蹄疫復興対策運用型ファンドへの貸付金の財源でございます。転貸債という種類になるわけなんですけれども、転貸債の1,000億を発行して資金を調達するものであります。また、農林水産業債と土木債は、公共事業費の財源として追加発行となるものであります。

歳入予算については、以上であります。よろしくお願いいたします。

次に、口蹄疫対策関連の予算について御説明させていただきます。

6ページをお開きください。資料の文字が小さくて申しわけございません。これまでの補正予算について、一覧表にまとめております。今回お願いしております補正予算額は、7ページ、7次補正の欄であります。この欄の一番下にありますとおり、今回の口蹄疫対策関連予算は、1,000億円の基金造成関連予算を含めまして、1,003億724万3,000円でありまして、その右の総計の欄にありますとおり、口蹄疫対策関連の1次から7次までの補正予算の累計で

は、1,887億5,469万4,000円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○桑山人事課長 それでは、人事課の11月補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の9ページをごらんいただきたいと思います。人事課の補正予算でございますが、9,000万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、58億7,163万6,000円となります。

11ページをお開きいただきたいと思います。

(目)一般管理費(事項)人事調整費で9,000万円の増額補正でありまして、その全額が時間外勤務手当でございます。時間外勤務手当につきましては、去る5月の臨時議会におきまして、口蹄疫対策に係る時間外勤務の大幅な増加に伴いまして、増額補正を認めていただいたところでございますが、現在も復興対策や農家への補償金の支払いなど、口蹄疫に係る直接的な時間外勤務の増加が続いておりまして、また、間接的にも、通常業務に関しまして、時間外での処理を余儀なくされているという状況がございます。このため、今後とも、昨年度を上回って時間外勤務手当を支給する状況が見込まれますことから、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○日隈財政課長 次に、財政課関係の議案につきまして御説明いたします。

議案第13号「当せん金付証券の発売について」でございます。印刷物の議案書では53ページになりますけれども、説明は委員会資料でさせていただきます。

委員会資料の11ページをごらんください。これは、平成23年度、来年度に予定しております

全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県の発売金額を定めるに当たりまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づきまして、議会の議決に付するものであります。これにより平成23年度の本県における宝くじの発売額は、22年度と同額でございますが、106億6,000万円以内とするものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○永田税務課長 それでは、同じ委員会資料の8ページをごらんください。議案第4号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由でございます。森林環境税は、県土の保全、水源の涵養等、県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てることを目的に、個人県民税の均等割に500円、法人県民税の均等割に5%の超過課税を平成18年度から行っているところであります。現在の適用期間は平成22年度までとなっておりますが、継続することが必要と認められたことから、さらに5年間延長するために所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、個人と法人それぞれの適用期間を5年間延長するため、個人県民税の均等割につきましては、「平成22年度までの各年度分」から「平成27年度までの各年度分」へと、法人県民税の均等割につきましては、「平成23年3月31日までに開始する各事業年度」から「平成28年3月31日までに開始する各事業年度」と改正するものであります。そのほか、地方税法の改正に伴いまして、「法人等」を「法人」に改めるなどの語句や引用条項のずれを修正するも

のであります。

3の施行期日ですが、平成23年4月1日から施行することとしております。

なお、この森林環境税を財源とする基金や施策につきましては、環境森林部が所管しておりますので、今後のこの税の具体的な使途や施策につきましては、環境森林部のほうで検討がなされているところであります。

説明は以上でございます。

○茂市町村課長 同じく、委員会資料の10ページをお願いいたします。市町村課関係の議案につきまして御説明いたします。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」ですが、これは、県から市町村への権限移譲を推進するための条例の改正であります。

まず、1の改正の理由ですが、県では、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担っていただくことを基本に、市町村への権限移譲を推進しているところであります。市町村課におきましても、地方自治法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、その処理を希望する市町村に権限を移譲しているところであります。今回の改正は、希望する市及び町に権限を移譲するための改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。まず、(1)の「あらたに生じた土地の確認に関する事務」についてであります。これは、埋め立てや干拓等によりまして市町村の区域内に新たに土地を生じたことを確認した旨の届け出の受理及びその告示に関する事務について、移譲を希望する宮崎市、日向市及び門川町を追加するものでございます。これによりまして、改正後の移譲市町村数は、8市6町となります。次に、(2)

の「町又は字の区域の変更等に関する事務」であります。また、圃場整備や区画整理事業等によりまして、市町村区域内の町または字の区域の変更等が生じた場合の届け出の受理及びその告示に関する事務について、移譲を希望する高原町及び門川町を追加するものでございます。これによりまして、改正後の移譲市町村数は、9市9町となります。

最後に、3の施行期日でございますが、平成23年4月1日といたしております。

市町村課の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○山之内消防保安課長 消防保安課でございます。同じく、委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正理由でございますが、消防法の規定に基づきまして、危険物製造所等の設置許可申請等に係る手数料につきましては、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとしていたしまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める金額と同額を条例で定めております。国におきましては、当該許可申請等に係ります審査事務の効率化が図られたことなどを理由といたしまして、手数料を減額する内容の政令の一部改正が行われ、本年10月1日から施行されましたことから、県におきましても、使用料及び手数料徴収条例の一部改正を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、容量500キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所、これは、大型の石油備蓄施設がこれに該当するわけでございますが、これの設置許可申請手数料、完成検査前検査手数料及び保安に関する検査手数料に

つきまして、おおむね9%の手数料の減額を行うものであります。手数料の改正の詳細につきましては、議案書の17ページから28ページまでのおりでございますが、説明は省略させていただきます。

3の施行期日でございますが、公布の日からとしております。

なお、この審査事務につきましては、消防本部を設置しております市町村においては、消防本部の所轄となっております。消防本部を設置していない、いわゆる非常備町村に係る施設について県が所轄しておりますが、現在のところ、非常備町村には今回の条例改正の対象となる施設はございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の策定について報告をさせていただきます。

お手元に「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を配付しておりますが、説明は常任委員会資料で御説明させていただきますので、当資料の14ページをお開きいただきたいと思っております。まず、1の経緯でございますが、平成18年から20年にかけて、傷病者の受け入れ医療機関の選定が困難になる、いわゆるたらい回しの事例が全国各地で発生いたしまして、社会問題化したところでございます。このため、国におきましては、傷病者の搬送及び医療機関による受け入れをより適切かつ円滑に行うため、都道府県に対しまして、まず1点目といたしまして、救急医療に携わる医師、消防機関、県の関係者から組織される「救急搬送・受入れ対策協議会」の設立、2点目といたしまして、「救急搬送及び受入れの実施に関する基準」の策定を

義務づける消防法の改正を平成21年に行ったところでございます。この法改正を受けまして、本県におきましては、本年5月28日に「宮崎県救急搬送受入れ対策協議会」を設置いたしまして、これまでに5回の協議を重ねまして、今回、実施基準を策定することとなったものでございます。

次に、2の実施基準の内容であります。まず、(1) 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリストでございます。下の表をごらんいただきたいと思いますと思いますが、この表の一番上、横並びにずっと①から⑩まで打っておりますけれども、傷病者の病状等から①重篤、②脳疾患疑い、③心疾患疑い等10のパターンに分類いたしまして、その搬送先となる医療機関を消防機関ごとに掲載しております。表の一番右下を見ていただきますと、延べで453医療機関、これは重複しております、重複を除いた実数は128医療機関というふうになっております。この医療機関リストは、平成20年の消防機関の搬送実績と救急告示施設の第2次医療施設、この中から医療機関の了承を得た上で掲載しているものでございます。なお、消防法上、リストに掲載されました医療機関は、消防機関からの受け入れ照会を尊重し、受け入れに努めることとなっております。

次に、15ページでございますけれども、(2) は、傷病者の状況が傷病の分類基準のどれに該当するかを判断するために必要な観察基準を定めております。また、輪番制やかかりつけ医療機関がある場合の搬送先の医療機関を選定するための基準を定めております。

(3) でございますが、傷病者に関する必要な情報をあらかじめ現場から救急隊が医療機関へ迅速・的確に伝えるための伝達事項を定めてお

ります。

(4) でございますが、先ほど御説明いたしました医療機関リストに従いまして、傷病者の受け入れを試みてもなお、搬送先が速やかに決定されない場合、具体的には、おおむね照会回数が5回以上または現場滞在時間30分以上たっても決定しない場合には、受け入れ先として第3次救急医療施設、宮崎県では県立宮崎病院、県立延岡病院、宮崎大学医学部附属病院の3医療施設でございますが、ここに当たることとしておるところでございます。

(5) でございますが、救急搬送手段といたしまして、宮崎県防災救急ヘリコプターの活用について定めております。

最後に、3の今後の取り組みであります。今回の実施基準は、現状の医療資源を前提にいたしまして策定したものであります。医療資源の少ない本県にとりまして、実施基準の策定により現状が大きく変わるというものではございませんが、今回、明文化された実施基準が策定されたことにより、消防と医療機関とが救急搬送及び医療に対する共通の認識を強くしまして、さらなる連携強化により、少しでも救急搬送の円滑化の向上が図られるものと期待しているところでございます。今後は、この実施基準の運用につきまして検証を重ねながら、さらなる充実を図り、体制強化に努めたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○大坪行政経営課長 それでは、委員会資料の12ページをごらんください。今後の行財政改革の検討について御報告いたします。

まず、1の検討の状況についてでございます。現行の行財政改革大綱が本年度で終了しますことから、現在、関係課長等から成る庁内ワーキ

ンググループを設置しまして、これまでの改革の取り組みについて検証するとともに、今後の行財政改革のあり方について検討を行っているところでございます。主な検討項目としましては、①効率的・効果的な行政基盤の確立、②県民目線による行政サービスの提供、③持続可能な財政基盤の確立のそれぞれにつきまして、箇条書きで記しておりますような事項を中心に検討を行っております。

そのような中、次の2になりますが、県民の意見を聴取するため、9月30日から10月29日までの間にアンケート調査を実施しまして、643名の方から回答をいただきました。結果につきましては、そこに整理したとおりであります、(1)から(5)までの項目につきまして、おおむね5割から6割の方が肯定的な御意見、2割から3割の方が否定的な御意見でありました。

それから、右の13ページのほうになりますが、(6)でこれからの行財政改革に求める自由意見を記載していただきました。そこに記していますように、県の役割の明確化や組織のスリム化を図るべき、徹底的に無駄を省くべき、低コストで高サービスを目指せ、県職員の意識改革・能力の向上を図るべき、地域の生の声を聞いてほしい、行政サービスの低下や地域格差が広がらないように十分検討を、さらに、県民にもビジョンが見えるような行財政改革をといった御意見が多く寄せられたところでございます。

最後に、今後の進め方につきましては、3に記していますように、庁内ワーキンググループを中心として議論を進めまして、来年度以降の指針となるものをまとめていくことといたしております。さらに、その素案につきましては、来年の2月議会における常任委員会におきまして御説明するとともに、県民に対するパブリッ

クコメントも実施しまして、その上で最終的な案を策定し、6月議会において審議していただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係についての質疑はございませんでしょうか。

○井上委員 議案第4号について、森林環境税のことで、継続することが必要と認められたというのは、どこで認められたというふうに……。

○永田税務課長 事業の実施については、環境森林部局のほうでやっておるところですけれども、環境森林部局のほうでその事前のということで、県民の意識調査をやっております。その結果、県民の方で85%以上、企業にもアンケート調査をしておりますけれども、企業についても8割以上が継続が必要であるというようなことの意味をいただいたということ、それから、県内の各地で意見交換会が実施されておりました、その中でも継続について必要だというような意見が多かったというようなこと、それから、森林環境税活用検討委員会というのを県のほうで設けておりますけれども、そちらのほうでも継続が必要だというような結論に至ったというようなことで、5年間の延長ということで今、進めておるといふようなところと聞いております。

○井上委員 これについては、使途の残高というのはいないんですか。

○永田税務課長 毎年度、約2億8,000万ほど基金として積み立てて事業を実施しておりますけれども、現在のところ、約1億2,000万ほど残高があるというふうに聞いております。

○井上委員 今後の継続の必要性については、税務課のほうもそういうのを受けたので、これ

が継続することについての問題点はないというふうに思っているということですね。そういう認識ですね。

○永田税務課長 税そのものの仕組みについて、特に問題があるということでは理解しておりません。全国的にも同様の仕組みでやっているところが多いですし、税としては5年間の継続については了解をしておるところです。

○井上委員 ありがとうございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 1～2点お尋ねします。一つは人事課の9,000万に関連してなんですけれども、日隈課長のところにつくっていただいた6～7ページの関連予算、文字がどんどん小さくなっているんですけれども、3次補正で5億2,000万上がっているんですけれども、7次補正では上がっていないんです。これはどんなふうに考えればいいのでしょうか。

○桑山人事課長 委員のおっしゃいますように、常任委員会資料の6ページに職員費ということで5億2,000万上がっております。このうち3億9,000万が知事部局、各種委員会等のための時間外勤務手当で、残りは警察本部の予算が含まれております。今回、この表に上げておりませんのは、3次補正の際には、専ら口蹄疫対策ということで予算の増額をお願いしたところでありましたが、今回は口蹄疫復興対策等の部分等を含めまして、口蹄疫対策を取り組むことなどによりまして通常業務にも間接的にしわ寄せが出ておりまして、それで時間外勤務がふえておるということもありますことから、今回はこの中にはあえて含めずに予算を計上させていただいているところでございます。

○鳥飼委員 技術的な問題かなとは思いますが、ちょっとそこが気になりましたので、

お尋ねしました。

それと、財政調整基金積立金からの繰入金金が2億6,800万ということですが、これが枯渇するのではないかとということで4基金が心配されているんですけれども、昨年度末の基金の現状と、年初でもいいんですけれども、今年度末の基金の状況、どんなふうにして推移して、三百何十億くらいあったのが、200億何ぼになりましたよということになるだろうと思うんですけれども、そこを御説明いただきたいと思います。

○日隈財政課長 鳥飼委員からございました御質問の関係ですけれども、まず、今回取り崩した後の財政調整積立金の残高は、43億7,000万円ほどになります。財政所管では4つの基金を持っておりますけれども、あとの3つは目的を決めておりますので、一般的な行政需要に対応できる基金としては、この財政調整積立金を取り崩して対応していくという基金でございますので、一番かなめになる基金であろうかと思っております。それで、御質問の関係なんですけど、当初予算を組んだ時点で、専決も含めまして117億円ほどございました。口蹄疫対策を講じていく中、そして特別交付税について見込みが立った50億円ほどの増額は対応したんですけれども、結果的に、今申し上げましたように、基金が43億7,000万ほどになってきたというような状況です。

来年度以降の対応が非常に懸念されるということでございますので、その点について御説明申し上げますと、今、特別交付税が、口蹄疫の分につきましては、12月中に決定・交付されるということで総務省のほうと協議しているところです。一般財源につきましては、先ほど、非常に見にくい表ということでおわびかたがた御説明したんですけれども、7次まで補正するとも思っていなかったものですから、徐々に表が

小さくなりましたけれども、7ページの表をごらんいただきますと、総計の欄で先ほど御説明しました、総額1,887億かかっていると申し上げたんですが、その中で一般財源として、いわゆる県の持ち出しの分が168億円かかっています。この分について、特別交付税でお願いしたいということなんですが、ただ、基金に口蹄疫復興基金30億円積んだ関係、それと9月補正で同じく中小企業応援ファンドのほうに企業局からお借りした分で20億円繰り出した分、この合計50億円はまだ積んである状態で、使った分だけは特別交付税の対象になるということ等のやりとりがございまして、全部いただければ、125億円を上限として今、協議を重ねているところでもあります。

なお、対象になりましても、従前の家畜伝染病の取り扱いとしましては、対象経費の50%あるいは80%を一つの目安として省令で規定がございすけれども、その分を特別交付税ということでございましたけれども、今回は、特別に上限80%ないし100%までの引き上げということで省令改正をいただきましたので、先ほど申し上げました125億円を上限に100%、80%の対象ということで今現在、協議を重ねているところでもあります。

それで、申し上げたいのは、その決定がございましたら、現在、特別交付税については、通常分と合わせて70億円、これもこの常任委員会に諮らせていただいているんですけども、70億円と見込んでおりましたので、それを上回った分については再度、基金のほうに戻すとか、積み立てさせていただくことで、財政調整積立金については、来年度以降の対応を考えていきたいというふうに考えているところでもあります。

○鳥飼委員 この表は非常に見やすい表だと思っております。私の視力が落ちているだけですから、それは気にされなくて結構ではないかと思えます。先ほど言われた年初で117億円、現状、繰り入れをした後は43.7億円ということで、この43.7億円というのは特交50億を見込んでという説明もあったように感じたんですけども、そういうことですか。

○日隈財政課長 50億円も込みで、さらに足りなかった分を取り崩していったら、43億7,000万円の現状ということで御理解ください。

○鳥飼委員 その後の125億円が上限で80%という説明があったんですが、一般財源、168億円持ち出しています、しかし、30億と20億で50億円はまだ積んであるから、それは対象にしませんということですから、結局、118億円が対象になりますということになるんですか。125億円が対象と言われましたね。

○日隈財政課長 済みません。説明が不足しているのもう一度、説明させていただきたいと思えます。125億円を特別交付税の対象に要望しているところです。しかしながら、その中からまだ対象外ではないかということで協議しておりますのは、例えば公共事業でありますとか、職員の時間外といったものは対象外だというような御指摘がございす。前例が阪神淡路大震災であるとか中越地震の場合、こういったものは対象外であったということ等を除きますと、この125億のうち、恐らく110億少々が対象になってくるのではないかと思います。その8割か10割かということになってくるのではないかと思います。そうしまして、その決定された金額、例えば、それが100億円であったとするならば、現在、予算計上、70億円まで計上していますので、歳入があと30億円は来るのではないかと

うことになります。その分が戻ってくるということと、通常分も当然ことしもいただきたいというふうに私は思うんですが、通常分は少し遠慮しなさいよという話になると、そこのところが削られる可能性もありますので、そういうことにならないように今、協議を重ねているというような状況です。

○鳥飼委員 大体わかりました。50億円も積んでおるだけとか言うけれども、必要な額ではあるから、それはおかしいじゃないかというのが我々側の主張です。なかなか折衝も大変かと思えますけれども、課長、ひとつ頑張ってとってきていただきたいと思えます。

○押川委員長 よろしいですか。ほかに。

○横田委員 議案第7号についてお尋ねしたいんですが、ちょっと議案の内容とは外れるかもしれませんが、関連ということでお尋ねしたいんですが、今の住所に字（あざ）を復活するというのは簡単にできるんですか。例えば、私の住所は、宮崎市佐土原町上田島3842なんですけれども、字は現王口というんです。宮崎市佐土原町現王口という住所に簡単に換えられるかどうか。というのは、私の住んでおる町は、小藩ながら佐土原3万石の城下町で、例えば大手とか五日町、八日町、何々馬場とか、門前とか、そういう字名があるんですけれども、今、住所にはそれは全然使わないんですね。若い人とか、よそから転入してきた人もほとんど使わない。結局、このままいったら、地名を聞くだけでどういう町だったかというのを想像できるような字が消えてしまうんですね。非常に残念に思うんです。そういう字を使うことで自分の住んでいる地域に対する愛着というか、そういうのが深まって地域おこし、町おこしにもつながるんじゃないかなと思うんです。私は、個人

的な考えですけれども、字を住所に復活したいななどいつも思っているんですけれども、それはできるんですか。

○茂市町村課長 非常に難しい御質問だというふうに思っておりますけれども、大字とか小字というのは、特に自治法上で決まったものがあるとかいうわけじゃなくて、慣例的に置かれているようなものだというふうに理解しております。その中で、特に字については、例えば佐土原町の場合は、宮崎市と合併したときに大字を取ったとか、たしか、そういう経緯があったように思います。例えば、小林市と野尻が合併したときは、小林市はもともと大字というのがあるって、大字細野とかあったんですけれども、野尻町が大字を使っていないということもありまして、合併を契機に小林市のほうでは大字を外したというようなこともあります。これについては、私はちょっと不勉強ですけれども、そんなに難しい手続は要らないんじゃないかなと思いますけれども、私も、個人的には、伝統のあるような、昔から歴史のあるような名前が消えていくのは非常に残念だなというふうに思っております。ちょっとお答えにならないかもしれませんが。

○横田委員 ありがとうございます。大字上田島とかいうのは本当に味気ないですね。それに番地がくっつくだけだからですね。できるだけ、みんなが地域に愛着を持ってもらえるような住所が復活できたらいいなと思っています。

○押川委員長 ほかにございせんか。

○前屋敷委員 議案の関係で4号の環境税のことですが、今、御説明いただいたんですけれども、税務課ではお答えは難しいのかなと思うんですが、継続ということで県民の意識調査、アンケートで約80%が継続に同意を示したし、委

員会も継続という結果を出したということですが、どの程度のアンケートでこういう結果が出たのかという中身は、直接尋ねなきゃわかりませんね。

○永田税務課長 森林環境部局のほうで、対象が、県民については1,000名を無作為に抽出したということです。企業については500社を抽出した上でアンケート調査を実施したと。県民については回答率が48.2%、企業については回答率が65.8%、その中での数字だということで聞いております。

○前屋敷委員 県民アンケートは回収は約半分はっていないという状況ですね。事業の成果だとか効果だとかいうものは、森林環境部として出されているデータは何かあるんですか。

○永田税務課長 使途事業についての効果なんですが、例えば、森林づくりボランティア支援によるボランティア参加の増加というようなことでいうと、この4年間で森林づくりボランティア数が70団体から116団体に増加したとか、ボランティア活動への参加者が約2万1,000人から約2万6,000人へと、5,000人ほど増加したとかいうようなこと、ハード事業のほうでは、公益的機能を発揮する森林の整備・保全ということで、現在までに広葉樹の植栽、針広混交林に誘導するというようなことで、1,900ヘクタールが保全ができたというような効果があったというふうに聞いておるところです。

○前屋敷委員 詳しくはまた聞きます。

もう一つ、使用料・手数料徴収条例の改正の点で、この議案を見る限りにおいては、大型石油備蓄施設、これは普通のガソリンスタンドあたりかなと思っていたんですけども、そうじゃないわけですね。県内では該当するところは現段階ではないということですので、港であると

か、そういう特殊なところに石油備蓄のタンクが設備してある、そういうものをイメージすればいいんですか。

○山之内消防保安課長 先ほど説明したのにもうちょっと補足させていただきますと、まず、今回の条例改正の対象施設がないというのは、非常備町村に関しまして県が担当しておりますので、非常備町村に対して対象施設がないということでございまして、いわゆる消防本部を有しております市町村につきましても、消防本部が管轄しておりますので、そういったところでは今回、条例改正となります500キロリットル以上の施設につきましても、対象があるということでございます。ガソリンスタンドにつきましても、今回対象となっております貯蔵所には該当しないということでございまして、危険物施設の中に取扱所という概念もございまして、要するに、ガソリンスタンドにつきましても、販売施設でございますので、地下に備蓄する施設は持っているんですけども、販売施設と一体となっておりまして、これは取扱所という概念でとらえておりますので、今回の対象にはならないということでございます。

○前屋敷委員 県内で対象となる施設はどの程度あるんですか。

○山之内消防保安課長 平成22年4月1日現在の数ですけども、いわゆる特定屋外タンク貯蔵所、先ほど言います1,000キロリットル以上、これが県内で51カ所ございます。500から1,000キロの準特定につきましても31カ所、合計の82カ所あるということでございます。

○前屋敷委員 額をおおむね9%引き下げる、なぜ、9%引き下げるようになったのかというその根拠がわかりますか。

○山之内消防保安課長 現行の額といたしますの

は、平成12年に定まっております、それから約10年経過したところでございます。その間、国の説明によりますと、一つは、今回の改正に係りますいろんな施設の検査技術が当時からどんどん進歩してきている。もう一点は、対象施設に係ります施工技術も進歩してきている。こういった関係によりまして、審査・検査が従前よりも簡単にできるようになってきている。そういう中で時間短縮が図られる等によりまして、審査事務の実費が従前よりもどんどん安くなってきている。そういったことを理由にしまして今回、9%の減額を行うというふうに聞いておりますが、それ以上の根拠は承知しておりません。

○押川委員長 その他事項を含んでございませんでしょうか。

○鳥飼委員 今後の行財政改革の検討についてということで御説明がありました。これは非常に失礼な言い方になるかもしれないんですが、4,000人体制になって、今は4,000人を切っていると思うんですけれども、この間の口蹄疫の非常事態もあつたりした関係もあつて、かなり職員の皆さん方は疲れているんじゃないかなというふうな気がします。それと、少数精鋭に余りにもなり過ぎているんじゃないかなというふうな気がするわけです。じゃ、そこをどうするのかということで、もし、人員増というのが図れないのであれば、業務をスリム化していきなり、業務を減らしていくということが大事ではないかなというふうに思っています。一方では、例えば、本会議でも出ましたけれども、医師確保をどうするのかということで、医師確保対策室をつくって7人体制でやっている県もあります。そういう状況の中で、やはり業務の重点化を図っていく必要があるんじゃないかなと

いうふうに思っているんです。

ですから、これまでのような削減をしていけばいいということではもう成り立たないんじゃないかなと私は思っているんです。入庁して、新人、それから中堅とどんどんなっていくわけですけれども、そういう人たちがしっかり頑張っただけでなくモチベーションを引き出すことが非常に大事ではないかなと思います。人員体制ももちろんありますし、人事の問題もありますし、職員表彰制度とかも私はいろいろと質問してきましたけれども、そういう面での検討といいますか、それもぜひ、お願いしておきたいというふうに思います。答弁は特に要りませんけれども、私ども、外から現状を見てるとそんな感じがします。OBの人たちから聞いても、同じような御意見を言われる方が多くおられます。業務も多くなってきているというのはあるけれども、しかし、その中でスリム化を図っていく、重点化を図っていくということが大事だというふうに思いますので、ぜひ、新たな計画をつくる場合には、その辺も十分しんしゃくといいますか、考えてつくっていただきたいということを、これは要望にしておきたいと思います。

○押川委員長 要望ということであります。ほかにはございませんか。

○茂市町村課長 先ほどの答弁で、字、小字の名称の復活というお話で、そんなに難しい手続は要らないんじゃないかという話を差し上げたんですけれども、地方自治法によりますと、字の区域を新たにつくる場合、変更する場合、廃止する場合、こういう場合については、あくまで市町村長が市町村の議決を経てこれを定めて、都道府県知事に届け出る、そしてそれを告示するということになっていまして、それを市町村に移譲すれば市町村限りでできるということ

ございます。簡単にと申し上げましたけれども、
そういう手続は必要でございますので、その
ところを補足させていただきます。

○押川委員長 なければ以上をもちまして、総
務部を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 執行部の皆様、御苦労さまでご
ざいました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時16分休憩

午後 3 時18分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日
程の最終日に行くことになっておりますが、あ
す、行いたいと思います。開会時刻は13時30分
としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いた
します。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして委
員会を散会いたします。

午後 3 時19分散会

平成22年12月2日（木曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 押 川 修一郎 |
| 副 委 員 長 | 河 野 哲 也 |
| 委 員 | 中 村 幸 一 |
| 委 員 | 横 田 照 夫 |
| 委 員 | 松 村 悟 郎 |
| 委 員 | 井 上 紀代子 |
| 委 員 | 鳥 飼 謙 二 |
| 委 員 | 前屋敷 恵 美 |
| 委 員 | 武 井 俊 輔 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

| | |
|-----------|---------|
| 総 務 課 主 幹 | 馬 場 輝 夫 |
| 議 事 課 主 査 | 大 下 香 |

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括という声がありましたので、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第5号、第7号、第9号、第13号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。まず、請願第43-1号についてであります。 「教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、お諮りいたします。請願第43-1号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手少数。よって、請願第43-1号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されましたので、これからは採決または不採決のいずれかをお諮りいたします。

それでは、請願第43-1号の賛否をお諮りいたします。

ここで鳥飼委員と井上委員にお聞きいたしますが、これからすぐに採決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、請願第43-1号の賛否をお諮りします。

請願第43-1号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手少数。それでは、念のため、反対採決を行います。

請願第43-1号について不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 賛成の方が多かったため、不採択といたします。

次に、請願第44号「県に住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願」の取り扱いはいかが

いたしましょうか。継続とするか、採決をするか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 請願第44号について採決との意見がございますので、まずは採決するかどうかをお諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、請願第44号の賛否をお諮りいたします。

請願第44号について採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手全員。よって、請願第44号は採択とすることを決定いたしました。

それでは次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時39分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいま出たような意見も挿入させていただきまして、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時52分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

次に、来年1月27日の閉会中の委員会につきましては、先ほどありましたとおり、新しく知事も誕生されますし、予算関係もありますし、臨時議会との絡み、あるいは長計等の問題もありますから、そこらあたりを抽出させていただきまして、日程の中でそういうものが入れば、そういうものを最重要課題として取り組みたいというようなことでの委員会開催ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 なければ、以上をもちまして委員会を終了いたします。

午後1時53分閉会